北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

市町村への申請

（建設工事編）

令和９・１０年度　定期申請

第１回改定

2026年11月13日

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

目次

1. 入札参加資格共同審査の概要---- 1

2. 工事の入札参加資格審査を申請するために必要な資格要件---- 2

3. 入札参加資格審査の申請について---- 14
   3-1 申請の方法---- 14
   3-2 システム利用申請及び電子申請入り口---- 15
   3-3 共同審査に関するお問い合わせ---- 15
   3-4 申請の流れ---- 16
   3-5 申請にあたっての注意事項---- 17
   3-6 申請が可能な業種---- 18

4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日---- 18
   4-1 システムによる電子申請の受付期間---- 18
   4-2 審査基準日---- 18

5. 入札参加資格の有効期間---- 19

6. 入札参加資格申請に必要な提出書類---- 19
   6-1 共通書類---- 19
   6-2 協同組合等の場合に必要な書類---- 20
   6-3 自治体別共通書類一覧表（建設工事）---- 21

7. 共通書類提出に関する注意事項---- 33
   ① 【様式２】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）---- 33
   ② 【様式３】工事経歴書---- 36
   ③ 【様式４】建設工事技術者名簿（道内関係分）---- 37
   ④ 【様式５】代表者身分証明書---- 39
   ⑤ 【様式６】履歴事項全部証明書---- 39
   ⑥ 【様式７】建設業許可通知書---- 40
   ⑦ 【様式７の１】建設業許可申請書の別紙一（役員等の一覧表）---- 41
   ⑧ 【様式７の２】建設業許可申請書の別紙二（1）または（2）（営業所一覧表）---- 42
   ⑨ 【様式８】建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書---- 43
   ⑩ 【様式１１】使用印鑑届---- 44
   ⑪ 【様式１３】年間委任状---- 45
   ⑫ 【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状---- 46
   ⑬ 【様式１７】資本関係・人的関係調書---- 47
   ⑭ 【様式１８】印鑑証明書---- 48
   ⑮ 【様式１９】決算書（財務諸表）---- 48
   ⑯ 【様式２０】納税証明書---- 48
   ⑰ 【様式２２】納税状況確認同意書兼誓約書---- 49
   ⑱ 【様式 組-１】組合構成員名簿---- 50
   ⑲ 【様式 組-２】官公需適格組合証明書---- 50
   ⑳ 【様式 組-３】定款または寄付行為---- 50

目次

8.　個別書類作成の注意事項---------- 51

9.　発注者別評価事項審査（主観的事項審査）---------- 60
9-1　発注者別評価事項審査の審査対象者の要件---------- 60
9-2　発注者別評価事項審査に必要な提出書類---------- 61

10.　定期受付終了後の新規申請受付について　---------- 73
10-1 随時受付及び中間年受付の電子申請受付期間---------- 73
10-2 随時受付、中間年受付を実施する自治体---------- 74
10-3 随時受付の審査基準日と資格の有効期間---------- 75
10-4 中間年受付の審査基準日と資格の有効期間---------- 77
10-5 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項---------- 77

11.　申請先自治体の連絡先一覧---------- 78

様式集（建設工事編）---------- 82

１．入札参加資格共同審査の概要

・　この申請手続きは、令和９年度、令和１０年度に表－１「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体」に示す自治体が共同で実施する**建設工事**の請負に係る競争入札参加資格審査申請の申請方法や注意事項などについて示したものです。

・　表－１に示す自治体以外は共同審査では対応していませんので、受付期間や申請の方法等については各申請先自治体のホームページ等でご確認ください。

表－１　北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体

地域	自治体数	参加自治体
石狩･空知	19	江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、新篠津村、夕張市、岩見沢市、赤平市、深川市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、沼田町、石狩東部広域水道企業団
後志	13	小樽市、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、留寿都村、京極町、倶知安町、岩内町、泊村、仁木町、余市町、赤井川村
渡島･檜山	16	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、今金町、せたな町
胆振･日高	11	登別市、伊達市、白老町、厚真町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
上川	22	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌	5	留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町
宗谷	7	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻富士町、幌延町
オホーツク	17	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、斜網地区廃棄物処理組合
十勝	11	帯広市、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、大樹町、幕別町、池田町、足寄町、浦幌町
釧路･根室	11	釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
計	**132**	

注意

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っておりません。共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。

２．工事の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号（以下、「政令」という。））第１６７条の４第１項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

② 政令第１６７条の４第２項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

③ 納付すべき税の滞納がないこと。

④ 健康保険法(大正１１年法律第７０号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和２９年法律第１１５号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和４９年法律第１１６号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

⑤ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

⑥ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建設業の許可を受けていること。また、受任先を設定する場合は、受任先において申請する工種に係る建設業の許可を有していること。

⑦ 建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査を受けていること。また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において申請する工種の総合評定値（Ｐ点）があること。

・ 上記①～⑦以外に各自治体が個別に定める資格要件について表－２に示します。

＜資格要件の特例＞

表－２において、営業年数に係る要件が設けられている場合であっても、中小企業等協同組合法(昭和２４年法律第１８１号)の規定に基づき設立された**事業協同組合**及び**企業組合**並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第１８５号)の規定に基づき設立された**協業組合**が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア）中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

イ）企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
石狩・空知	江別市	営業年数は問わない。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。ただし、経営事項の審査において3年平均を採用している場合は、直前2年を直前3年と読み替えることができるものとする。	
	恵庭市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	直前2年度の各営業年度のいずれかの年度において完成工事高を有していること。	
	北広島市	審査基準日において建設業許可を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	石狩市	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	審査基準日の直前２年度分の決算（直前２年度の決算期間が24月に満たない場合は直前の決算日以前の24月）において、登録希望工種の**２年度分**の完成工事高を有していること。	■浄化槽工事の資格要件 ・審査基準日において、引き続き２年以上その事業を営んでいること。 ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第１項の規定に基づく登録を受けていること又は同法第33条第3項の届出をしていること。 ・浄化槽法第２条第10号の規定に基づく浄化槽整備士を常時雇用していること。
	新篠津村			
	夕張市			
	岩見沢市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	赤平市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	資格審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日以降に受けた経営事項審査の申請日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	深川市	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完成工事高を有していること。	市内、北空知4町（妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）に本社・本店があること。ただし、舗装工事については、支店等がある場合も該当とする。
	南幌町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していること。 ※届出義務のないものを除く
	由仁町			
	長沼町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	栗山町			
	浦臼町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
石狩・空知	新十津川町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	資格審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日以降に受けた経営事項審査の申請日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	妹背牛町			
	秩父別町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	沼田町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	石狩東部広域水道企業団	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。		
後志	小樽市	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	島牧村	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	黒松内町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	蘭越町	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	ニセコ町	建設業法による許可を有する建設業者で、審査基準日において、許可を受けてから1年以上その事業を営んでいること。	建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観事項の審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和7年（2025年）9月2日以降であること及び経営事項審査において、工事種別に対応する完成工事高があること。	
	留寿都村	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、審査基準日において、引き続き2年以上その営業を営んでいること。	令和9･10年度の留寿都村が執行する指名競争入札又は見積もり合わせに参加するに当たり、指名競争入札参加者の指名基準及び選考規程（昭和57年留寿都村訓令第3号）及び令和8年留寿都村告示で規定をされている参加要件を満たしていることに相違ないことを宣誓できるもの。	
	京極町	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	倶知安町	審査基準日において、対応する建設業の許可のうちいずれかを有する者で、かつ、当該許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	ア　資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日(＝決算日)が令和7年9月2日以降で最新のものであること。 イ　アの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
後志	岩内町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種における総合評定値に記載があること。	
	泊村			
	仁木町	建設業の許可を有する建設業者で、その建設業の許可を受けてから引き続き２年以上その事業を営んでいること。	資格に対応する建設業の許可に係る経営事項審査において、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（決算日）が最新のもので、申請する工種に対応する完成工事高があること。	
	余市町	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	赤井川村	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
渡島・檜山	北斗市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けた後引き続き1年以上当該建設業を営んでいること。	完成工事高（2年平均又は3年平均）がないものについては、希望工種として申請をすることができません。	■希望工種は最大4工種までとする。 ■契約の種類による資格要件 ・工事の請負契約のうち、水道施設工事については、審査基準日において北斗市指定給水装置工事事業者の資格を有する建設業者であること。
	松前町	審査基準日において建設業法による建設業許可を受けている建設業者で、かつ、当該建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有しているこ	
	福島町	審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上その営業を行っていること。	審査基準日の直前2年度いずれかの決算において完成工事高を有していること。	
	知内町			
	木古内町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その営業を行っていること。	審査基準日の直前2年度の決算において完成工事高を有していること。	
	七飯町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	鹿部町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	森町	審査基準日において建設業許可を受けて1年以上、当該建設業を営んでいること。	申請する工種に完成工事高（2年平均又は3年平均）を有していること。町内業者は完成工事高は問わない。	軽微な工事のみを希望する場合は契約管理課へ問い合わせください。
	八雲町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上その営業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していること。）	
	長万部町	審査基準日において建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けており、かつ許可を受けて1年以上その事業を営んでいること。		
	江差町			
	上ノ国町			
	厚沢部町			
	奥尻町			
	今金町			
	せたな町	資格審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。		

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
胆振・日高	登別市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受けていること。	
	伊達市	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、申請する工種の完成工事高があること。	
	白老町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	厚真町	審査基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、完成工事高を有していること。	左記による	
	日高町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	平取町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	新冠町	基準日において建設業許可を受けてから、引く続き２年以上該当建設業を営んでること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	新ひだか町	審査基準日において建設業許可を受けてその事業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	
	浦河町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上当該事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	様似町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上当該事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	えりも町			

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
上川	旭川市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	士別市	審査基準日において建設業の許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。なお、本社から支店等に権限を委任する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	名寄市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査申請日の直前2年度分決算において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	富良野市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	
	鷹栖町	審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。ただし、前年度に資格を得ている者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された協業組合（以下「協業組合」という。）は、この限りでない。	完成工事高は問わない。	
	東神楽町			
	当麻町			
	比布町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	
	愛別町	ア　審査基準日において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項による許可を受けており、かつ、許可を受けて２年以上その事業を営んでいること。 イ　資格有効期間初日の１年７月前の日の直後の営業年度の終了の日以降に建設業法第２７条の２３第１項に規定する建設大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること。	経営事項審査の申請をした日の直前における建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前２年度分（２４月に満たない場合は、直前３年度分）の決算において、完成工事高を有していること。	雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。
	上川町			
	東川町			
	美瑛町			
	上富良野町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	中富良野町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。ただし、中富良野町内に建設業の許可上の主たる営業所又は営業所を有する者は、この限りでない。	
	占冠村	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
上川	和寒町			
	剣淵町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。ただし、剣淵町内に主たる営業所又は営業所を有する者はこの限りでない。	完成工事高は問わない。	
	下川町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	美深町	申請しようとする月の初日現在において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。ただし、前年度に資格を得ている者、協同組合及び協業組合はこの限りでない。	経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前２年の各事業年度のいずれかの決算において、当該建設業に係る完成工事高を有していること。	・参加しようとする競争入札等に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。 ・資格審査の申請をする日の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に、建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。 ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
	音威子府村	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	
	中川町			
	幌加内町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
留萌	留萌市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから継続して２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	健康保険法(大正１１年法律第７０号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和２９年法律第１１５号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和４９年法律第１１６号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
	小平町	審査基準日において建設業許可を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高がある者であること。	左記による	
	苫前町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	羽幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	天塩町	審査基準日において建設業許可を受けてから１年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
宗谷	稚内市	審査基準日において建設業許可を受けてから引き続き2年以上の事業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	・政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。） に該当し、その事実があった日から2年を経過していない者でないこと。 ・市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納している者でないこと。また、これを不当に利用するなどしている者でないこと。 ・役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者でないこと。 ・複数の工事種類に登録申請する場合は、一つの工事契約ごとに資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。
	浜頓別町	営業年数は問わない。	完成工事高は問わない。	
	中頓別町			
	枝幸町	建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。	町内に事業所を置く業者で、建設工事の希望の他に、造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝・管渠等清掃、町道除排雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、選挙ポスター掲示板を希望する場合は、個別様式「その他業務等入札参加資格審査申請書付表」を提出すること。 ■資格における要件 ・町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。
	豊富町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	利尻富士町	営業年数は問わない。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	幌延町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	資格に対応する建設業の許可については、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けて、その結果通知を有していること。また、経営事項審査結果については、建設業法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値（Ｐ点）の通知を受けていること。 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
オホーツク	北見市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	網走市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設については市内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。	
	紋別市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	美幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	津別町			
	斜里町			
	清里町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	小清水町			
	訓子府町			
	佐呂間町			
	遠軽町	審査基準日現在において、希望する資格に対応する建設業の許可（建設工事申請資格確認表を参照してください。）のいずれかを有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから２年以上その建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、完成工事高を有していること。	個人にあっては、従業員（代表者を含む。）の数が３人以上であること。ただし、町内に本店を有する場合は、この限りではない。
	滝上町			
	興部町			
	西興部村	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完成工事高を有していること。	
	雄武町			
	大空町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。	・経営状況が不健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者でないこと。
	斜網地区廃棄物処理組合	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。 ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設については管内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。	

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
十勝	帯広市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日の直前２か年度決算において、申請業種に対応する完成工事高を有していること。	
	音更町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	申請する工種について、完成工事高があること。	
	士幌町	審査基準日において、建設業法第３条第１項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。	基準日以後に受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、建設業に係る完成工事高を有していること。	・基準日以降に建設業に係る建設業法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。 ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれにも加入していること。ただし、法令により適用除外とされている場合は除く。
	鹿追町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	申請する工種について、完成工事高があること。	
	新得町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	芽室町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	申請する工種について、完成工事高があること。	
	大樹町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。	建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知を受け、その工事種別に対応する完成工事高があること。	
	幕別町	競争入札参加資格審査基準日現在において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業年数が2年以上であること。		建設工事のうち個別排水処理施設を申請する場合は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事業を営む者として北海道知事へ届け出を行っている特例浄化槽工事業者であること。
	池田町	ア　審査基準日において、申請する業種(以下「申請業種」という)に応じた建設業法第3条第1項の規定による許可をうけていること。 イ 申請業種において建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知（以下「通知」という。）を受けていること。ただし、当該審査基準日（決算日）が基準日の1年7か月前の日以後の通知に限る。	ウ イの通知において、資格に対応する建設業の基準決算期又はそれ以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。	エ　イの通知において雇用保険・健康保険・厚生年金保険欄の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし申請後に当該保険の加入状況が「加入」となる見込みがある場合は、それぞれ当該事実を証明する書類を提出できる者であること。
	足寄町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があること。	
	浦幌町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	国税、町税を滞納している者でないこと。 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和31年法律115号）第27条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、当該の届出の義務がない者を除く。

表－２　自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
釧路・根室	釧路市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	釧路町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）はこの限りではない。	完成工事高は問わない。	・釧路町から課税されている全税目について、未納がないこと。 ・釧路町から課税されている町道民税について、特別徴収を実施していること。（釧路町民を5名以上通年雇用している者のみ）
	標茶町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。		
	弟子屈町	建設業法による許可を受けており、令和8年1月1日をもって、引き続き１年以上事業を営んでいること。	建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査において、総合評定値の通知を受けていること。	経営事項審査において、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。
	鶴居村			
	白糠町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	審査基準日の直前2年度分の決算において完成工事高を有していること。	
	根室市	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。ただし、根室市内の建設工事業者（本店のみ）については、根室市中小企業振興基本条例（平成27年12月18日条例第35号）を踏まえて、許可を受けてから1年以上とする。	経営事項審査の申請をした日の直前２年度の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種の完成工事高を有していること。 なお、直前2年度の営業月数が24ヵ月分に満たない場合は、直前3期分のいずれかの決算において完成工事高を有していること。 ただし、市内の建設工事業者（本店のみ）については、営業年数に関するただし書きから、完成工事高を直前１期分以上とする。	
	別海町	審査基準日において、建設業の許可を有している者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項申請をした直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完工高を有していること。	
	中標津町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していること。）	
	標津町	審査基準日において建設業の許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高を有していること。	
	羅臼町	審査基準日において建設業許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前２年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	

３．入札参加資格審査の申請について

３－１　申請の方法

・　インターネットを活用した**電子申請**により資格審査申請の受付を行いますので、表－１に示す自治体の競争入札参加資格を希望する方は、**期間内に受理されるように申請**してください。

・　電子申請では**北海道市町村入札参加資格共同審査システム**（以下、「システム」という。）により、複数の自治体に一括して申請を行うことができます。

・　初めてシステムを利用される方は、「３－２　システム利用申請及び電子申請入り口」に記載されているURLより利用登録を行ってください。利用登録時には本人確認のため、３ヶ月以内に発行された**「履歴事項全部証明書」（個人事業主の場合は「身分証明書」）**が必要となりますので予めご用意願います。

・　利用登録申請を行ってから数日以内にログインIDとパスワードが電子メールで通知されます。２～３日経っても通知がない場合は、お手数ですが**011-733-2322**又は**kyoshin@hoctec.or.jp**までご連絡ください。

・　システムにログインし、手順に従って必要項目の入力を行い、提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は**「PDF形式」に限定**します。ExcelやWordなど他の形式では添付できませんのでご注意ください。

・　一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が**形式審査**を行い、申請内容や添付書類の不備が見つかった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。

・　形式審査とは、申請事項や証明書類等の不備や脱漏、経審点の確認などを行うものであり、**形式審査の通過をもって入札参加資格者名簿への登載や工事の発注を約束するものではありません。**形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

・　形式審査を通過し、申請が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。

３－２　システム利用申請及び電子申請入り口

＜北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト＞

URL：https://www.hoctec.info/kyoshin/

３－３　共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人　北海道建設技術センター　市町村支援課　入札参加資格審査担当

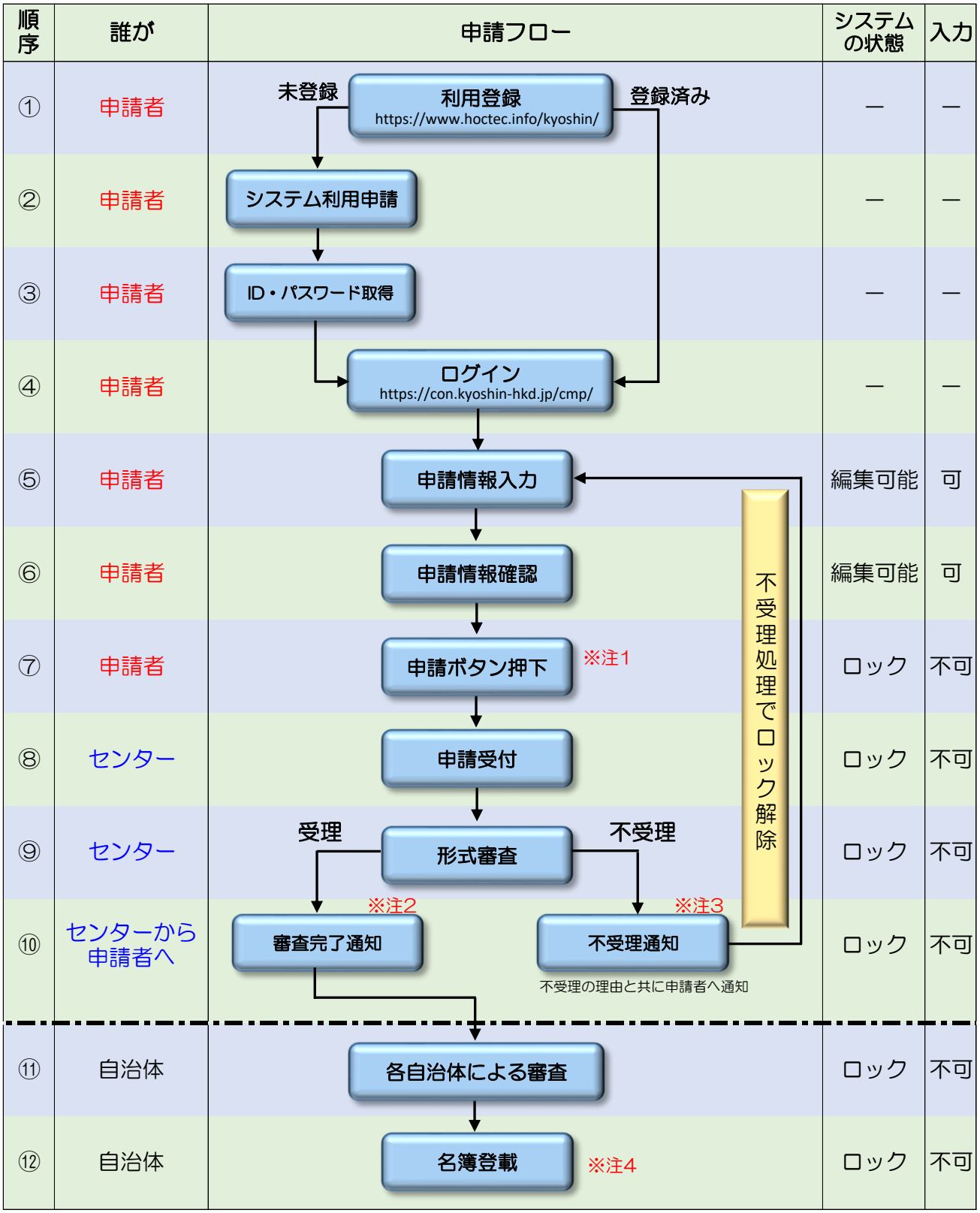
TEL：**011-733-2322**

E-mail：**kyoshin@hoctec.or.jp**

電話によるお問い合わせは、9：00から12：00、13：00から17：00まで。（ 土日・祝日を除く）
メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

3－4　申請の流れ

・申請の流れを図－１に示します。



図－１　申請の流れ

【用語の定義】

申請受付・・・ 申請者が申請ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理・・・ 申請内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理・・・ 申請内容や添付書類に不備があり、修正後、再申請が必要な状態

【注意事項】

※注１　申請ボタンを押すとシステムがロックされて申請入力（修正）は出来なくなりますので、申請内容をよくご確認のうえ申請ボタンを押してください。

※注２　形式審査を通過し、申請が受理されると、それ以降もロック状態は継続され、基本的に申請内容の修正はできません。

※注３　申請内容の不備により不受理になると、ロックは解除され、申請入力（修正）が可能となります。

※注４　各自治体での審査結果によっては名簿登載とならない場合があります。名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

申請が受理された後に、申請先自治体の追加削除や希望工種の追加削除、発注者別評価事項審査（主観的事項審査）の添付資料追加など、申請内容の修正を行いたい場合はシステム管理者に連絡し、ロック解除手続きを行ってください。

３－５　申請にあたっての注意事項

- **紙による申請は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表－１７　自治体連絡先一覧）
- 申請にあたっては、営業所単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、**「１申請者・１入札参加資格審査申請書」**で申請してください。
- 複数の自治体に申請する場合、自治体ごとに異なる営業所を設定することはできますが、**一つの自治体に対して、複数の営業所から申請することはできません**ので注意してください。
- 提出された書類の内容について、後日自治体から問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の原本または写しを保管するようにしてください。
- 書類に不備又は誤記等がある場合は受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。
- 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- **申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。**
- 行政書士による代理申請も可能ですが、その場合は、必ず**【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状**を提出してください。

３－６　申請が可能な業種

・　システムで申請できる建設工事の業種は表－３に示す**２９種類に限ります**。

・　表－３以外の業種の申請については各申請先自治体にお問い合わせください。

表－３　申請可能な建設工事の種類

番号	業　種	番号	業　種
1	土木一式	16	ガラス
2	建築一式	17	塗装
3	大工	18	防水
4	左官	19	内装仕上
5	とび・土木・コンクリート	20	機械器具設置
6	石	21	熱絶縁
7	屋根	22	電気通信
8	電気	23	造園
9	管	24	さく井
10	タイル・れんが・ブロック	25	建具
11	鋼構造物	26	水道施設
12	鉄筋	27	消防施設
13	舗装	28	清掃施設　※１
14	しゅんせつ	29	解体
15	板金		

※注1　　**石狩東部広域水道企業団**では「清掃施設」は受け付けていません。

４．入札参加資格申請の受付期間と審査基準日

４－１　システムによる電子申請の受付期間

・　**令和８年１２月１０日（木）から令和９年１月２９日（金）まで**

・　受付期間中、電子申請は24時間受け付けています。ただし、開始日は9：00から、最終日は17：30までとなります。

※受付期間を過ぎると、システムによる電子申請が出来なくなります。締切日付近に申請を行うと、不受理となった場合、再申請が締切日に間に合わないことも考えられますので、時間に余裕をもって申請するようお願いいたします。

４－２　審査基準日

・　令和９・１０年度入札参加資格申請における**審査基準日は令和８年１２月１日**です。

５．入札参加資格の有効期間

・　令和９・１０年度入札参加資格の有効期間は**令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの２年間**です。

・　入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再審査又は申請内容の変更届が必要となります。詳しくは**「北海道市町村入札参加資格共同審査　変更申請の手引き」**を参照してください。

６．入札参加資格申請に必要な提出書類

・　入札参加資格の申請に必要な提出書類には複数の申請先自治体に対し、共通して提出する**共通書類**と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる**個別書類**があります。

・　提出書類は①システムから自動で作成されるもの、②ExcelやPDFの標準書式から申請者が作成するもの、③公共機関等が発行する証明書等に分類されます。

６－１　共通書類

・　共通書類とは、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する様式・証明書等のことをいいます。共通書類の一覧を表－４に示します。

表－４　共通書類一覧

様式番号	分類	提　出　書　類			備　　考	ひな形
【様式１】注1	自動作成	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（表紙）				-
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）				-
【様式３】注2	申請者が作成	工事経歴書			直前２年度決算分	有
【様式４】注2	申請者が作成	建設工事技術者名簿				有
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			個人の場合	-
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			法人の場合	-
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書				-
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一**（役員等の一覧表）**			法人の場合	-
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）**（営業所一覧表）**				-
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			退職金共済に加入している場合	-
【様式９】注1	自動作成	建設工事入札参加資格審査申請書付票				-
【様式１１】注3	申請者が作成	使用印鑑届				ｼｽﾃﾑからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ
【様式１２】注1	自動作成	暴力団排除に関する誓約書				-
【様式１３】注3	申請者が作成	年間委任状			受任者に権限を委任する場合	ｼｽﾃﾑからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			行政書士が代理申請する場合	有
【様式１７】注1	自動作成	資本関係・人的関係調書				
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書				-
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			直前２年度決算分	-
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	個人の場合	-
	証明書等			法人【その３の３】	法人の場合	-
	証明書等		都道府県税	本店		-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-
	証明書等		市町村税	本店		-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-
【様式２２】注1	自動作成	納税状況確認同意書兼誓約書				-

提出書類はすべてPDF形式にしてシステムにアップロードしてください。

※注1　【様式１】建設工事等競争入札参加資格審査申請書、【様式９】建設工事入札参加資格審査申請書付票、【様式１２】暴力団排除に関する誓約書、【様式１７】資本関係・人的関係調書、【様式２２】納税状況確認同意書兼誓約書はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

※注2　任意様式でも可です。

※注3　【様式１１】使用印鑑届、【様式１３】年間委任状はシステムからダウンロードし、押印したものをPDF形式で添付してください。

６－２　協同組合等の場合に必要な書類

・　申請者が協同組合等の場合は、共通書類に加えて表－５に示す書類が必要な自治体があります。

表－５　申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	備　　考	ひな形
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿		有
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	官公需適格組合の証明を受けている場合	-
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為		-

6－3　自治体別共通書類一覧表（建設工事）

・　自治体別の共通書類一覧（建設工事）を表－６に示します。

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　石狩･空知地域　（1/2）

様式番号	分類	提　出　書　類			江別市		恵庭市		北広島市		石狩市		新篠津村		夕張市		岩見沢市		赤平市		深川市		南幌町		由仁町		長沼町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	-	不要	-	◎	-	不要	-	◎	-	不要	-	◎	-	◎	-	不要	-	◎	-	◎	-	◎	-	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入･履行証明書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	江別市	恵庭市	北広島市	石狩市	新篠津村	夕張市	岩見沢市	赤平市	深川市	南幌町	由仁町	長沼町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	◎	◎	不要	不要	◎	不要	◎	◎	不要	不要	不要	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　石狩･空知地域　（2/2）

様式番号	分類	提　出　書　類			栗山町		浦臼町		新十津川町		妹背牛町		秩父別町		沼田町		石狩東部広域水道企業		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入･履行証明書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	栗山町	浦臼町	新十津川町	妹背牛町	秩父別町	沼田町	石狩東部広域水道企業	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　後志地域

様式番号	分類	提　出　書　類			小樽市		島牧村		黒松内町		蘭越町		ニセコ町		留寿都村		京極町		倶知安町		岩内町		泊村		仁木町		余市町		赤井川村		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	小樽市	島牧村	黒松内町	蘭越町	ニセコ町	留寿都村	京極町	倶知安町	岩内町	泊村	仁木町	余市町	赤井川村	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　渡島･檜山地域

様式番号	分類	提　出　書　類			北斗市		松前町		福島町		知内町		木古内町		七飯町		鹿部町		森町		八雲町		長万部町		江差町		上ノ国町		厚沢部町		奥尻町		今金町		せたな町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	森町	八雲町	長万部町	江差町	上ノ国町	厚沢部町	奥尻町	今金町	せたな町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　胆振･日高地域

様式番号	分類	提　出　書　類			登別市		伊達市		白老町		厚真町		日高町		平取町		新冠町		新ひだか町		浦河町		様似町		えりも町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			不要	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	登別市	伊達市	白老町	厚真町	日高町	平取町	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	不要	◎	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	不要	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	◎	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　上川地域　（1/2）

様式番号	分類	提　出　書　類			旭川市		士別市		名寄市		富良野市		鷹栖町		東神楽町		当麻町		比布町		愛別町		上川町		東川町		美瑛町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	旭川市	士別市	名寄市	富良野市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　上川地域　（2/2）

様式番号	分類	提　出　書　類			上富良野町		中富良野町		占冠村		和寒町		剣淵町		下川町		美深町		音威子府村		中川町		幌加内町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	上富良野町	中富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	◎	不要	

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　留萌地域、宗谷地域

様式番号	分類	提　出　書　類			留萌市		小平町		苫前町		羽幌町		天塩町		稚内市		浜頓別町		中頓別町		枝幸町		豊富町		利尻富士町		幌延町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	留萌市	小平町	苫前町	羽幌町	天塩町	稚内市	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	利尻富士町	幌延町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	不要	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	不要	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　オホーツク地域

様式番号	分類	提　出　書　類			北見市		網走市		紋別市		美幌町		津別町		斜里町		清里町		小清水町		訓子府町		佐呂間町		遠軽町		滝上町		興部町		西興部村		雄武町		大空町		斜網地区廃棄物処理組		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	直前２年度決算分
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	○	－	◎	－	○	－	◎	－	○	－	◎	－	◎	－	◎	－	○	－	◎	－	○	－	◎	－	○	－	◎	－	○	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	直前２年度決算分
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	北見市	網走市	紋別市	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町	訓子府町	佐呂間町	遠軽町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町	大空町	斜網地区廃棄物処理組	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　十勝地域

様式番号	分類	提　出　書　類			帯広市		音更町		士幌町		鹿追町		新得町		芽室町		大樹町		幕別町		池田町		足寄町		浦幌町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	◎	－	◎	－	不要	－	不要	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	**直前２年度決算分**
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	帯広市	音更町	士幌町	鹿追町	新得町	芽室町	大樹町	幕別町	池田町	足寄町	浦幌町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	不要	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	不要	○	○	不要	○	○	不要	○	不要	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	不要	不要	◎	◎	◎	不要	◎	不要	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－６　自治体別共通書類一覧（建設工事）　釧路･根室地域

様式番号	分類	提　出　書　類			釧路市		釧路町		標茶町		弟子屈町		鶴居村		白糠町		根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式２】	証明書等	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式４】	申請者が作成	建設工事技術者名簿			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）			不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	証明書等	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	退職金共済に加入している場合
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	**直前２年度決算分**
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	個人の場合
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	法人の場合
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	釧路市	釧路町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	不要	◎	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	不要	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	◎	不要	◎	不要	◎	◎	◎	不要	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

７．共通書類提出に関する注意事項

・　共通書類を提出（添付）する際は、①～⑲に示す様式ごとの注意事項をよくご確認ください。

①　【様式２】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）

・　建設工事の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。

・　経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）は**審査基準日が令和７年９月２日以降のもの**でかつ、複数ある場合はそのうち最新のものを提出してください。ただし、決算期が６月から８月の場合は、申請日時点で有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）を提出することで足りることとします。

・　**総合評定値（P点）が無い業種は入札参加資格を希望することが出来ません。**

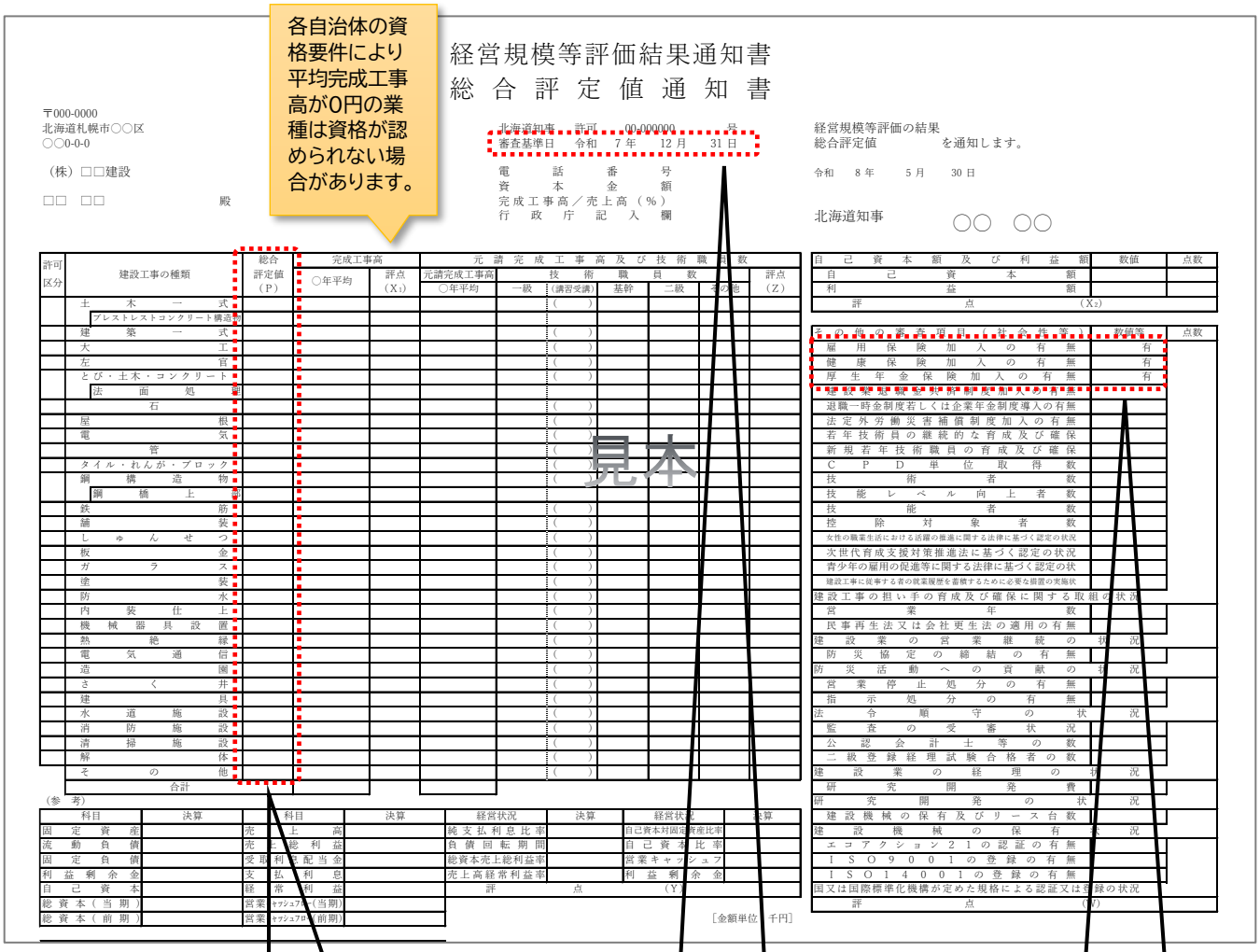
・　**平均完成工事高が0円の場合、その業種の入札参加資格を認めていない自治体がありますので、ご注意ください。（各自治体の資格要件　表－２をご確認ください）**

・　**「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。（令和８年７月１日以前に経営事項審査を受けた場合、「有」または「除外」となっていること）**

・　経営規模等評価結果通知書（ 総合評定値通知書） の「その他の審査項目（ 社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、各申請先自治体窓口にご相談ください。

【経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の見本】

※令和８年７月１日以前に経営事項審査を受けた場合



各自治体の資格要件により平均完成工事高が0円の業種は資格が認められない場合があります。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

〒000-0000
北海道札幌市○○区
○○0-0-0

（株）□□建設

□□　□□　殿

北海道知事　許可　00-000000　号
審査基準日　令和　7 年　12 月　31 日

電話番号
資本金額
完成工事高／売上高（％）
行政庁記入欄

経営規模等評価の結果
総合評定値　を通知します。

令和　8 年　5 月　30 日

北海道知事　○○　○○

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 ○年平均	評点（X1）	元請完成工事高 ○年平均	技術職員数 一級（講習受講）	基幹	二級	その他	評点（Z）
	土木一式									
	プレストレストコンクリート構造									
	建築一式									
	大工									
	左官									
	とび・土木・コンクリート									
	法面処理									
	石									
	屋根									
	電気									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	鋼構造物									
	鋼橋上部									
	鉄筋									
	舗装									
	しゅんせつ									
	板金									
	ガラス									
	塗装									
	防水									
	内装仕上									
	機械器具設置									
	熱絶縁									
	電気通信									
	造園									
	さく井									
	建具									
	水道施設									
	消防施設									
	清掃施設									
	解体									
	その他									
	合計									

（参考）

科目	決算	科目	決算
固定資産		売上高	
流動負債		売上総利益	
固定負債		受取利子配当金	
利益剰余金		支払利息	
自己資本		経常利益	
総資本（当期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（当期）	
総資本（前期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（前期）	

経営状況	決算	経営状況	算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
評点（Y）			

［金額単位：千円］

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点（X2）		

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
若年技術者の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
ＣＰＤ単位取得数		
技術者数		
技能レベル向上者数		
技能者数		
控除対象者数		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状		
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営業年数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令順守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の保有及びリース台数		
建設機械の保有の状況		
エコアクション２１の認証の有無		
ＩＳＯ９００１の登録の有無		
ＩＳＯ１４００１の登録の有無		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
評点（Y）		

見本

総合評定値P点がない工種は希望することができません。

審査基準日は令和７年９月２日以降である必要があります。

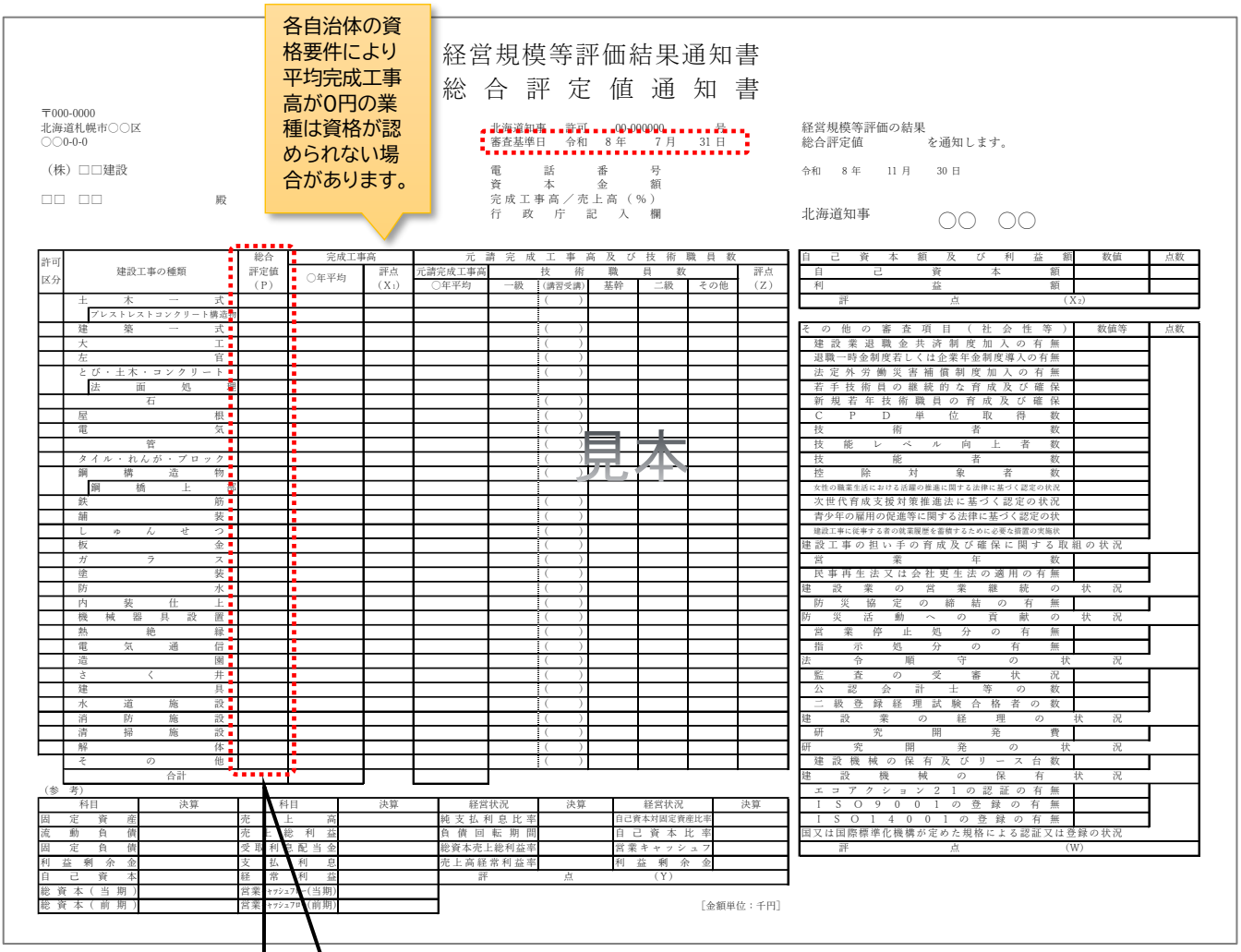
※ただし、決算期が６月から８月の場合は、申請日時点で有効かつ最新のもので申請することができます。

雇用保険、健康保険、厚生年金は「有」または「適用除外」となっている必要があります。ひとつでも「無」があると申請できません。

※ただし、審査基準日までに未加入保険に加入した場合は、申請を認めている自治体もありますので、各申請先自治体窓口にご相談ください。

【経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の見本】

※令和８年７月１日以降に経営事項審査を受けた場合



各自治体の資格要件により平均完成工事高が0円の業種は資格が認められない場合があります。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

〒000-0000
北海道札幌市○○区
○○0-0-0

（株）□□建設

□□　□□　殿

北海道知事第　許可　00-000000　号
審査基準日　令和　8 年　7 月　31 日

電話番号
資本金額
完成工事高／売上高（％）
行政庁記入欄

経営規模等評価の結果
総合評定値　を通知します。

令和　8 年　11 月　30 日

北海道知事　○○　○○

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 ○年平均	評点（X1）	元請完成工事高 ○年平均	技術職員数 一級（講習受講）	基幹	二級	その他	評点（Z）
	土木一式									
	プレストレストコンクリート構造									
	建築一式									
	大工									
	左官									
	とび・土木・コンクリート									
	法面処理									
	石									
	屋根									
	電気									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	鋼構造物									
	鋼橋上部									
	鉄筋									
	舗装									
	しゅんせつ									
	板金									
	ガラス									
	塗装									
	防水									
	内装仕上									
	機械器具設置									
	熱絶縁									
	電気通信									
	造園									
	さく井									
	建具									
	水道施設									
	消防施設									
	清掃施設									
	解体									
	その他									
	合計									

見本

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点（X2）		

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
若手技術員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
ＣＰＤ単位取得数		
技術者数		
技能レベル向上者数		
技能者数		
控除対象者数		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状		
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営業年数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令順守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の保有及びリース台数		
建設機械の保有状況		
エコアクション２１の認証の有無		
ＩＳＯ９００１の登録の有無		
ＩＳＯ１４００１の登録の有無		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
評点（W）		

（参考）

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評点（Y）			
総資本（当期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（当期）					
総資本（前期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（前期）					

［金額単位：千円］

総合評定値P点がない工種は希望することができません。

② 【様式３】工事経歴書

- 【様式３】工事経歴書の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 決算報告書に添付した工事経歴書（様式第二号（第二条、第十九条の八関係））を**直前２年度決算分**提出してください。
- 資格を希望する工種だけでなく、**決算報告書に添付したすべての工種について提出**してください。
- 配置技術者の欄は記入する必要はありません。（記入があっても可）
- 建設工事の種類ごとの合計金額（税抜き）は**システム入力と一致**するようにしてください。

【様式３】工事経歴書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【工事経歴書の見本】

【様式３】

（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　工事

注文者	請負又は下請の別	ＪＶの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者			請負代金の額（税抜き）		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）			うち、・ＰＣ・法面処理・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
小計							件	千円	千円	うち　元請工事 千円	千円
合計							件	千円	千円	うち　元請工事 千円	千円

見本

・資格を希望する工種だけでなく、決算報告書に添付した**すべての工種**が必要です。

・建設工事の種類ごとの合計金額（税抜き）は**システム入力と一致**するようにしてください。

③ 【様式４】建設工事技術者名簿（道内関係分）

・ 【様式４】技術者名簿の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ **令和８年１２月１日時点**で道内の本店、支店、営業所等に在籍する有資格者について、【様式４】に記入してください。対象とする資格の種類は表－７、表－８に示すとおりです。これら以外の資格については記入不要です。

・ **建設業監理技術者資格者証交付番号**欄は、当該資格者証の交付を受けている方について、その交付番号を記入してください。

・ 同一資格で複数の等級（１級と２級など）の資格を有している場合は、**上位等級のみ**記入してください。

・ 有資格者数は、**システム入力と一致**するようにしてください。
なお、技術者名簿の提出を不要としている自治体への申請においても、システムへは令和８年１２月１日時点で在籍する有資格者数（道内のみ）を入力してください。

【様式４】技術者名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

表－７　資格の種類

資格の名称	等級	資格の名称	等級	
技術士	-	建設機械施工管理技士	一級	-
建築士	一級		二級	-
	二級	土木施工管理技士	一級	一級(補)
	木造		二級	二級(補)
建築設備士	-	建築施工管理技士	一級	一級(補)
消防設備士	甲種		二級	二級(補)
	乙種	電気工事施工管理技士	一級	一級(補)
給水装置工事主任技術者	-		二級	二級(補)
電気工事士	一種	管工事施工管理技士	一級	一級(補)
	二種		二級	二級(補)
電気主任技術者	一種	電気通信工事施工管理技士	一級	-
	二種		二級	-
	三種	造園施工管理技士	一級	一級(補)
			二級	二級(補)

表－８　監理技術者資格者の種類

監理技術者の名称
土木工事
建築工事
電気工事
管工事
鋼構造物工事
舗装工事
造園工事

【技術者名簿の見本】

【様式4】

建 設 工 事 技 術 者 名 簿 （道内関係分）

商号又は名称	株式会社 □□建設

氏名	年齢	法令による免許等						建設業監理技術者資格者証交付番号	監理技術者資格							経験年数
		資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日		土	建	電	管	鋼	舗	園	
土木　一郎	50	技術士	昭和 60 年 3 月 21 日	一級土木施工管理技士	平成 14 年 10 月 20 日	一級管工事施工管理技士	平成 29 年 10 月 15 日	第 00001234567 号	1			1				28 年
建築　太郎	42	二級建築士	平成 25 年 3 月 10 日	二級建築施工管理技士	令和 2 年 10 月 17 日	一種電気主任技術者	令和 3 年 11 月 25 日	第 号								20 年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
									1			1				

見本

資格毎の人数（道内在籍の人数を記載してください）

技術士	建築士			建築設備士	消防設備士		給水装置工事主任技術者
	1級	2級	木造		甲種	乙種	
1 人	人	1 人	人	人	人	人	人

建設機械施工管理技士		土木施工管理技士				建築施工管理技士		電気工事施工管理技士		管工事施工管理技士		電気通信工事施工管理技士		造園施工管理技士	
1級	2級	1級	2級	1級(補)	2級(補)	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
人	人	1 人	人	人	人	人	1 人	人	人	1 人	人	人	人	人	人
				1級(補)	2級(補)	1級(補)	2級(補)	1級(補)	2級(補)	1級(補)	2級(補)			1級(補)	2級(補)
				人	人	人	人	人	人	人	人			人	人

電気工事士		電気主任技術者			電気通信主任技術者
1種	2種	1種	2種	3種	
人	人	1 人	人	人	人

監理技術者							
土木	建築	電気	管	鋼構造物	舗装	造園	実人数
1 人	人	人	1 人	人	人	人	1 人

・資格ごとに人数を集計してください。集計した有資格者数は、**システム入力と一致**するようにしてください。

・**土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事**の監理技術者資格者資格を有している方は、監理技術者資格者証に記載されている交付番号を記入してください。

※**技術士**とは技術士法で規定された**国家資格**の名称です。技術士2次試験に合格し、技術士の登録を受けている方の人数を入力してください。技術職員のことではありませんのでご注意ください。

④ 【様式５】代表者身分証明書　※個人事業主の場合

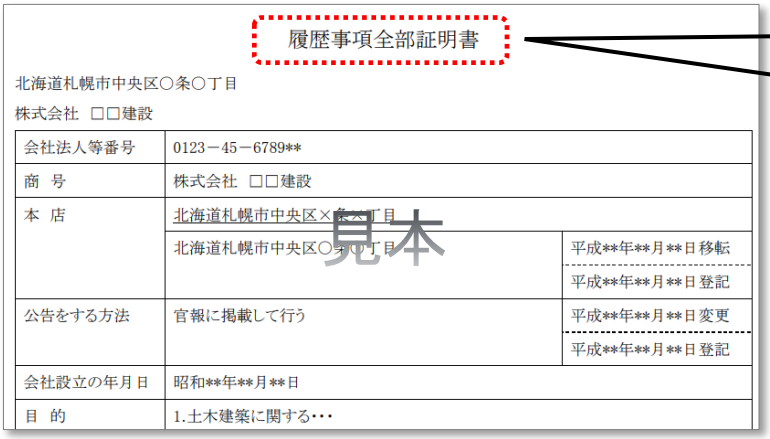
- 申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- 申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- **令和８年９月１日以降に発行**されたものに限ります。

⑤ 【様式６】履歴事項全部証明書　※法人の場合

- 申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。
- 法務局に登記された商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１０条に規定する登記事項証明書のうち、**令和８年９月１日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限ります。
- 非営利法人（財団法人等）の方が申請される場合は、履歴事項全部証明書に代えて、定款（又は寄附行為）及び貸借対照表を提出してください。

【登記事項証明書の見本】

先頭ページ



履歴事項全部証明書

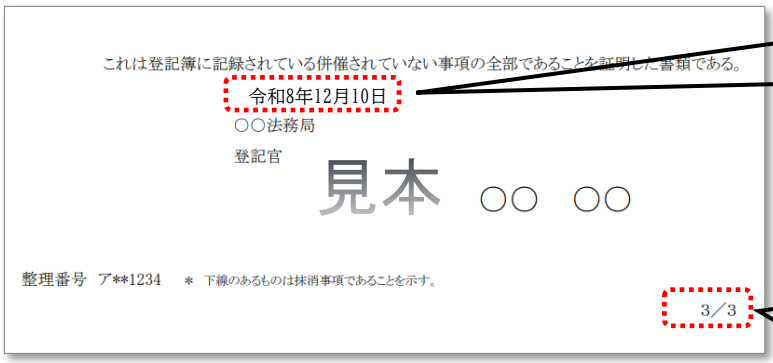
北海道札幌市中央区〇条〇丁目
株式会社　□□建設

会社法人等番号	0123－45－6789**	
商　号	株式会社　□□建設	
本　店	北海道札幌市中央区×条×丁目	
	北海道札幌市中央区〇条〇丁目	平成**年**月**日移転
		平成**年**月**日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う	平成**年**月**日変更
		平成**年**月**日登記
会社設立の年月日	昭和**年**月**日	
目　的	1.土木建築に関する･･･	

見本

・登記事項証明書の種類は**履歴事項全部証明書**に限ります。

最終ページ



これは登記簿に記録されている併催されていない事項の全部であることを証明した書類である。
令和8年12月10日
〇〇法務局
登記官
見本　〇〇　〇〇
整理番号　ア**1234　＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
3／3

・**令和８年９月１日以降**に発行されたものとしてください。

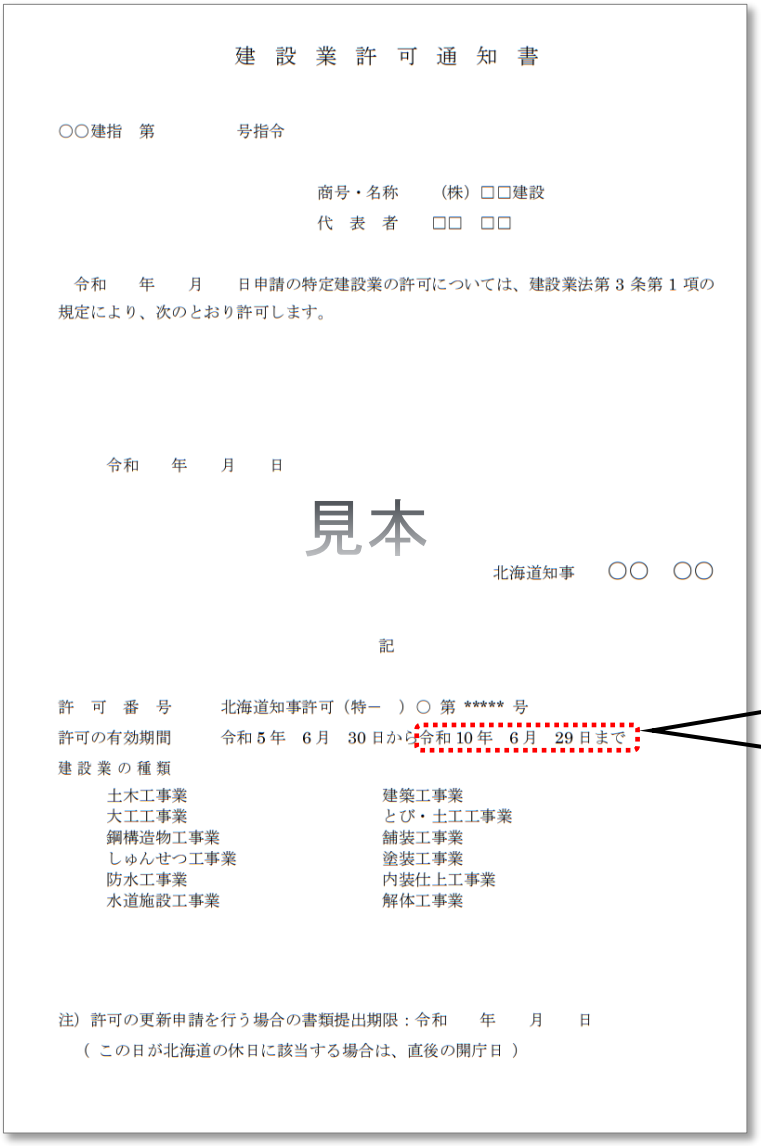
・先頭ページだけでなく、**全ページを添付**してください。

⑥ 【様式７】建設業許可通知書

- 建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- **建設業許可の有効期限が切れているものは受け付けません。**有効期間の末日が申請日現在有効であるものに限ります。
- 建設業許可通知書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も**併せて１つのＰＤＦにして**提出してください。（一部廃業届の写しなど、許可行政庁の受理済印のある「申請者用控」の写しのあるもの）

  ※一般・特定の区分、許可業種ごとの許可年月日等が異なる場合、通知書が複数となることがありますので、書類の添付漏れがないようにご確認ください。

【建設業許可通知書の見本】



建　設　業　許　可　通　知　書

○○建指　第　　号指令

商号・名称　　（株）□□建設
代　表　者　　□□　□□

令和　　年　　月　　日申請の特定建設業の許可については、建設業法第３条第１項の規定により、次のとおり許可します。

令和　　年　　月　　日

見本

北海道知事　　○○　　○○

記

許　可　番　号　　北海道知事許可（特ー　）○　第　*****　号
許可の有効期間　　令和５年　６月　30 日から令和 10 年　６月　29 日まで
建設業の種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	とび・土工工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
水道施設工事業	解体工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和　　年　　月　　日
（ この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日 ）

・申請時点で**許可の有効期間が切れている**ものは受付できません。

⑦ 【様式７の１】建設業許可申請書の別紙一（役員等の一覧表）

- 【様式７の１】建設業許可申請書の別紙一の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。
  ※提出が不要な自治体があります。
- 建設業許可申請書に添付した**役員等の一覧表**（ 建設業許可申請書様式第一号　別紙一）をいいます。

【建設業許可申請書様式第一号　別紙一の見本】



別紙一　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和　　年　　月　　日

役員等の氏名及び役名等		
氏（フリ）　名（ガナ）	役　名　等	常勤・非常勤の別

見本

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

⑧ 【様式７の２】建設業許可申請書の別紙二（1）または（2）（営業所一覧表）

- 【様式７の２】建設業許可申請書の別紙二（1）または（2）の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 建設業許可申請書に添付した**営業所一覧表**（ 建設業許可申請書様式第一号 別紙二（1）又は（2））をいいます。なお、営業所に関する事項に変更がある場合は、当該変更事項を証明する書類（許可の変更届の写し等）も**併せて１つのＰＤＦにして**提出してください。

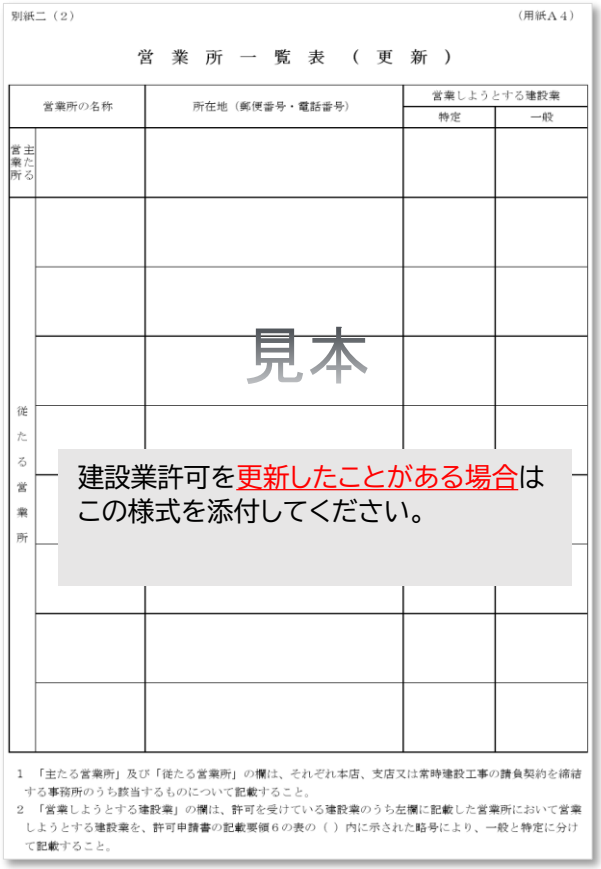
建設業許可を一度も更新したことがない方

建設業許可を更新したことがある方

【建設業許可申請書様式第一号 別紙二（１）の見本】



【建設業許可申請書様式第一号 別紙二（２）の見本



⑨ 【様式８】建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書

- 【様式８】建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- **「建設業退職金共済組合」**、**「中小企業退職金共済組合」**、**「特定退職金共済団体」**等に加入している場合は、各団体が発行する加入・履行証明書を提出してください。
- 建退共に加入しているものの、証紙購入実績がないなどの理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、共済契約者証の表紙をＰＤＦにして提出してください。
- 加入・履行証明書が提出できない場合で、自社による退職一時金制度がある場合は、それを証明する資料（定款等）を提出してください。

⑩ 【様式１１】使用印鑑届

- 【様式１１】使用印鑑届の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 申請先により使用する印鑑が異なる場合は、使用印ごとに使用印鑑届を作成してください。
- 使用印の欄に契約の締結等で使用する印鑑を押して提出してください。（印影がぼやけていたり、不明瞭なものは不受理となる場合があります）なお、**契約に使用する印鑑は役職名がわかるもの**としてください。

- **【様式１１】使用印鑑届は共同審査システムからダウンロードしたものに、実印、使用印をそれぞれ押印してください。**

【使用印鑑届の見本】



【様式11】

使　用　印　鑑　届

令和9年1月10日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
○ 江別市	○ 小樽市	北斗市	登別市	旭川市	留萌市	北見市	帯広市	釧路市
○ 恵庭市	島牧村	○ 松前町	伊達市	士別市	小平町	網走市	音更町	釧路町
○ 北広島市	黒松内町	福島町	○ 白老町	名寄市	苫前町	紋別市	士幌町	標茶町
○ 石狩市	蘭越町	知内町	厚真町	○ 富良野市	羽幌町	美幌町	鹿追町	弟子屈町
○ 新篠津村	ニセコ町	木古内町	日高町	鷹栖町	天塩町	津別町	新得町	鶴居村
○ 夕張市	留寿都村	七飯町	平取町	東神楽町	幌内町	○ 斜里町	芽室町	白糠町
○ 岩見沢市	京極町	鹿部町	新冠町	当麻町	○ 浜頓別町	清里町	大樹町	根室市
○ 赤平市	倶知安町	森町	新ひだか町	比布町	中頓別町	小清水町	○ 幕別町	別海町
○ 深川市	岩内町	八雲町	浦河町	愛別町	枝幸町	訓子府町	池田町	○ 中標津町
○ 南幌町	泊村	長万部町	様似町	上川町	豊富町	○ 佐呂間町	○ 足寄町	標津町
○ 由仁町	仁木町	江差町	えりも町	東川町	利尻富士町	遠軽町	浦幌町	羅臼町
○ 長沼町	余市町	上ノ国町		美瑛町	幌延町	滝上町		
○ 栗山町	赤井川村	厚沢部町		富良野町		興部町		
○ 浦臼町		奥尻町		和寒町		西興部村		
○ 新十津川町		今金町		剣淵町		雄武町		
○ 妹背牛町		せたな町		下川町		大空町		
○ 秩父別町				美深町				
○ 沼田町				音威子府村				
○ 北海道開拓記念館								

見本

必ず両方に押印してください！

使用印　締役代表印取

実印　締役代表印取

☑ 使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒 000-0000

所在地　北海道□□市□□区△丁目

商号又は名称　株式会社　□□建設

代表者職・氏名　代表取締役　□□　□□

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（旭川市、北見市、網走市、美幌町、遠軽町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。江別市、小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。黒松内町を選択した場合は簡易水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。岩内町を選択した場合は水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。）

・システムから出力した日が印字されます。
・ひな形データから作成する場合は**申請日**としてください。

・宛先は変更しないでください。

・印鑑証明書と同じ印を押印してください。

・実印を使用印とする場合でも使用印欄は必ず押印してください。

・支店/営業所で申請する場合は、**受任者の印**（委任状と同じ印）を押印してください。

・契約に使用する印鑑は役職名がわかるものとしてください。

☑ 使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

・実印を使用印とする場合は□にチェックを付けてください。

・チェックを付けた場合でも使用印欄は必ず押印してください。

・必ず本社の情報を記載してください。

⑪ 【様式１３】年間委任状

- 本店の代表者が支店又は営業所の代表者に２年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領などの**権限を委任する場合は必ず【様式１３】年間委任状を提出**してください。
- 申請先自治体により受任者が異なる場合は、受任者ごとに委任状を作成してください。
- 年間委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された支店又は営業所の代表者（受任者）が変更となった場合などは、新たな年間委任状を提出してください。
- 権限を委任する場合は、**委任先の支店又は営業所が、申請する工種の建設業許可を有している必要があります。**
- **【様式１３】年間委任状は共同審査システムからダウンロードしたものに、実印、使用印をそれぞれ押印してください。**

【年間委任状の見本】



【様式13】

年　間　委　任　状

令和9年1月10日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	宗谷・北網	オホーツク	十勝	釧路・根室
○ 江別市	○ 小樽市	北斗市	登別市	旭川市	稚内市	北見市	帯広市	釧路市
○ 恵庭市	島牧村	○ 松前町	伊達市	士別市	小平町	網走市	音更町	釧路町
○ 北広島市	黒松内町	福島町	○ 白老町	名寄市	苫前町	紋別市	士幌町	標茶町
○ 石狩市	蘭越町	知内町	厚真町	○ 富良野市	羽幌町	美幌町	鹿追町	弟子屈町
○ 新篠津村	ニセコ町	木古内町	日高町	鷹栖町	天塩町	津別町	新得町	鶴居村
○ 夕張市	留寿都村	七飯町	平取町	東神楽町	稚内市	○ 斜里町	芽室町	白糠町
○ 岩見沢市	京極町	鹿部町	新冠町	当麻町	○ 浜頓別町	清里町	大樹町	根室市
○ 赤平市	倶知安町	森町	新ひだか町	比布町	中頓別町	小清水町	○ 幕別町	別海町
○ 深川市	岩内町	八雲町	浦河町	愛別町	枝幸町	訓子府町	池田町	○ 中標津町
○ 南幌町	泊村	長万部町	様似町	上川町	豊富町	○ 佐呂間町	○ 足寄町	標津町
○ 由仁町	仁木町	江差町	えりも町	東川町	利尻富士町	遠軽町	浦幌町	羅臼町
○ 長沼町	余市町	上ノ国町		美瑛町	幌延町	滝上町		
○ 栗山町	赤井川村	厚沢部町		上富良野町		興部町		
○ 浦臼町		奥尻町		中富良野町		西興部村		
○ 新十津川町		今金町		占冠村		雄武町		
○ 妹背牛町		せたな町		和寒町		大空町		
○ 秩父別町				剣淵町				
○ 沼田町				下川町				
○				美深町				
				音威子府村				
				中川町				
				幌加内町				

私は、次の者を受任者（入札等にかかる代理人）と定め、令和9・10年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

見本

委任事項

1. 見積又は入札に関する一切の権限
2. 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件
5. 代金（前払金を含む）及び保証金の請求に関する一切の件
6. 代金（前払金を含む）及び保証金の受領に関する一切の件
7. 復代理人の選任に関する一切の件
8. 共同企業体の結成に関する一切の件
9. その他契約に関する一切の件

■委任者

〒 000-0000

所在地　北海道□□市□□区△丁目

商号又は名称　株式会社　□□建設

実印（締役代表印取）

代表者職・氏名　代表取締役　□□　□□

■私（受任者）は委任されることを承諾します。

〒 111-1111

所在地　北海道○○市△丁目△番地

支店又は営業所名　○○支店

使用印（店長印○○支）

受任者職・氏名　支店長　△△　△△

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（旭川市、北見市、網走市、美幌町、遠軽町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。江別市、小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。黒松内町を選択した場合は簡易水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。岩内町を選択した場合は水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。）

・システムから出力した日が印字されます。

・宛先は変更しないでください。

・印鑑証明書と同じ印を押印してください。

・支店又は営業所名には商号は含めないでください。

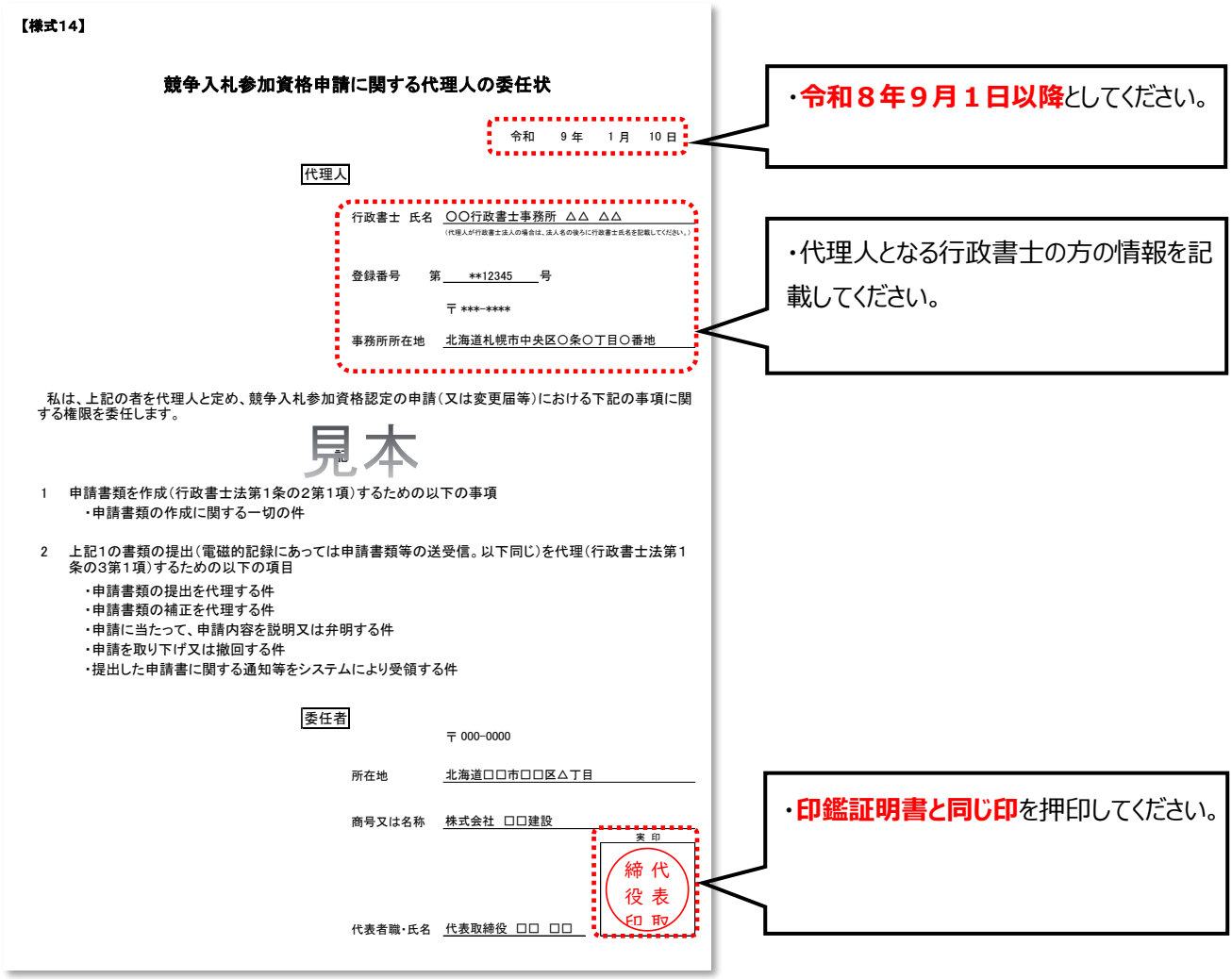
・受任者の使用印を押印してください。

⑫ 【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- 行政書士の方が代理申請される場合は、**システム利用登録時**に**【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状**が必要となります。
- 会社の従業員や支店の社員の方などが申請書を作成し提出される場合は代理申請ではありませんので、委任状の提出は必要ありません。
- **委任者の押印が必要です**。印鑑証明書と同じ印を押印してください。

【様式１４】代理人の委任状のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【代理人の委任状の見本】



【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和　9 年　1 月　10 日

代理人

行政書士　氏名　〇〇行政書士事務所　△△　△△
（代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後ろに行政書士氏名を記載してください。）

登録番号　第　**12345　号

〒 ***-****

事務所所在地　北海道札幌市中央区〇条〇丁目〇番地

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請（又は変更届等）における下記の事項に関する権限を委任します。

見本

記

1　申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項
・申請書類の作成に関する一切の件

2　上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の項目
・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取り下げ又は撤回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒 000-0000

所在地　北海道□□市□□区△丁目

商号又は名称　株式会社　□□建設

実　印
締 代
役 表
印 取

代表者職・氏名　代表取締役　□□　□□

・**令和８年９月１日以降**としてください。

・代理人となる行政書士の方の情報を記載してください。

・**印鑑証明書と同じ印**を押印してください。

⑬ 【様式１７】資本関係・人的関係調書

・ 次に示す**"資本関係・人的関係がある場合"に該当する場合は**【様式１７】資本関係・人的関係調書の提出が必要です。なお、**同調書はシステムに直接入力することで自動で提出されます。**

■資本関係又は人的関係がある場合とは次の関係にある者のことをいいます。

1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(1) 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（２）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（２）において同じ。）の関係にある場合

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（１）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ｱ)会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ｲ)会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ｳ)会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(ｴ)会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記１又は２と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑭ 【様式１８】印鑑証明書

・ 【様式１８】印鑑証明書の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ **令和８年９月１日以降に発行**されたものに限ります。

⑮ 【様式１９】決算書（財務諸表）

・ 【様式１９】決算書（財務諸表）の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 審査基準日**直近の２事業年度分**を提出してください。

・ 申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）を提出してください。

・ 申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。
ア 青色申告書を提出した方･･･確定申告書、資産負債調及び損益計算書
イ その他の方･･･確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

⑯ 【様式２０】納税証明書

・ 【様式２０】納税証明書の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※都道府県税、市町村税は提出が不要な自治体があります。**

・ **令和８年９月１日以降に発行**されたものに限ります。

納税証明書の種類

1）**国税**

ア 証明が必要な税目は、**法人税（個人の場合は、申告所得税及復興特別所得税）**、**消費税及び地方消費税**です。

イ **税務署が発行したもの**を提出してください。

ウ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が**個人事業主の場合は「その３の２」**、申請者が**法人の場合は「その３の３」**となります。請求方法は次のとおりです。

① 窓口で交付請求をする場合
請求窓口に備付けの交付請求書により請求してください。なお、事前に国税庁ホームページから交付請求書をダウンロードすることができます。
http://www.nta.go.jp

② オンラインで交付請求をする場合
自宅等のパソコンから**インターネットで交付請求し、税務署窓口で証明書を受け取ることができます。**窓口での待ち時間が短縮され、手数料も安価となります。
国税電子申告・納税システム（e-Tax）による**電子納税証明書を請求する場合**は、**ＰＤＦ形式**を選択し、**ダウンロードした電子納税証明書（ＰＤＦ）**を提出してください。
http://www.e-tax.nta.go.jp

2) **都道府県税**

ア　本店が所在する都道府県に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。

イ　受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください。

3) **市町村税**（特別区にあっては都税の証明書　※2）と3）が同じ書類となります）

ア　本店が所在する市区町村に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。

イ　受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

⑰ 【様式２２】納税状況確認同意書兼誓約書

・　次に示す**”納税状況確認同意書兼誓約書”への同意が必要です。**なお、**納税状況確認同意書兼誓約書**は、システムで内容を確認し同意することで**自動で提出されます。**

市町村税等納税状況確認同意書兼誓約書

入札参加資格申請先団体の長　様

記

１．私は、申請者（法人の場合は当社、個人の場合は私）が申請先団体に対して入札参加資格の申請を行うにあたり、申請者が負担すべき市町村税等（消滅時効を経過したものを除く公租公課を含む）について、滞納がないことを誓約します。

２．上記入札参加資格の申請および指名審査（指名競争入札参加の審査を含む）を円滑に行うため、申請先団体が申請者（受任者を含む）の市町村税等の納付状況について照会を行うことに同意します。

３．本同意の有効期間は、申請日から入札参加資格有効期間満了日までとします。

以上

※1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（旭川市、北見市、網走市、美幌町、遠軽町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。江別市、小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。黒松内町を選択した場合は簡易水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。岩内町を選択した場合は水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。）

⑱ 【様式　組-１】組合構成員名簿　※申請者が組合等の場合

・ 【様式　組-１】組合構成員名簿の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 【様式　組-１】組合構成員名簿には組合**構成員全員**について、次の事項を記載してください。

ア　商号又は名称
イ　代表者氏名
ウ　所在地

【様式　組-１】組合構成員名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

⑲ 【様式　組-２】官公需適格組合証明書　※申請者が組合等の場合

・ 【様式　組-２】官公需適格組合証明書の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 申請する自治体が【様式　組-２】官公需適格組合証明書の提出を求めている場合で、経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。

⑳ 【様式　組-３】定款または寄付行為　※申請者が組合等の場合

・ 【様式　組-３】定款または寄付行為の提出が必要な自治体は表－６で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 申請する自治体が【様式　組-３】定款または寄付行為の提出を求めている場合で、申請者が協同組合等の場合は「定款」又は「寄付行為」の写しを提出してください。

８．個別書類作成の注意事項

・　入札参加資格の申請にあたり、個別書類が必要な自治体の一覧と注意事項を表－９に示します。申請の際は、注意事項をよくご確認のうえ提出してください。

表－９　個別書類一覧（1／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
江別市	①	江別市が発行する営業証明書	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含みます。）に、江別市発行のものを提出してください。受任先が江別市内の場合は、本店の営業証明書ではなく、受任先の営業証明書（所在地が江別市となっているもの）を提出してください。 個人事業主又は法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 令和8年9月1日以降に発行されたものに限ります。 市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。 営業証明書が発行されるためには、江別市の市民税課に法人設立（設置）届出書が提出されている必要があります。
	②	社屋写真	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含みます。）に提出してください。 令和8年9月1日以降に撮影したものに限ります。 枚数は2枚とし、1枚は社屋の全景が分かるもの、もう1枚は看板等の会社名が確認できるものとします。
恵庭市	①	営業証明書	個人経営の場合
	②	恵庭市税の納税証明書	恵庭市に納めるべき市税がある申請者は、完納証明書（市税に滞納がないことの証明）を提出してください。（恵庭市市内に居住する従業員の住民税を特別徴収している場合も提出が必要です） 請求は市役所本庁舎1階　１７番 税証明発行窓口で行ってください。
北広島市	①	北広島市税の納税証明書	北広島市に納税義務のある申請者は、受任等の有無にかかわらず、北広島市税を滞納していないことの証明を提出して下さい。
	②	営業証明書	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出して下さい。建設業許可を有する場合は、建設業許可通知書別表の営業所一覧と一致しているかを確認して下さい。
	③	北広島市内営業所等一覧	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
	④	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していないことの理由書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していない場合は、**未加入の理由書（任意様式）**を提出してください。
石狩市	①	石狩市税の滞納が無いことの証明書	石狩市に納めるべき税がある場合のみ提出してください。
	②	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していないことの理由書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していない場合は、**未加入の理由書（任意様式）**を提出してください。
	③	北海道浄化槽工事事業者登録謄本又は浄化槽法第33条第3項の届出書	浄化槽工事を希望する方は「北海道浄化槽工事業者登録謄本」又は「浄化槽法第33条第3項の届出書」※写し可　と下記の種類をまとめて**１つのPDF**にして提出してください。 ・「浄化槽設備士免状」※写し可 ・「浄化槽設備士を常時雇用している証明」当該設備士の社員証等。※写し可

表－９　個別書類一覧（2／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
岩見沢市	①	岩見沢市建設工事等競争入札参加資格審査申請業種一覧表	岩見沢市様式-１「岩見沢市建設工事等競争入札参加資格審査申請業種一覧表」の希望申請欄へ「○」を付して、必ず提出してください。（測量・建設コンサルタント等業務も同様の様式です） 本表は、共同資格審査の建設工事の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する業務区分を把握するための書類です。 ※区画線設置業務は建設工事ではなく測量・建設コンサルタント等業務の「道路清掃」での申請が必要となりますが、建設工事の「塗装」での申請も合わせて必要となります。 ※今回から様式を変更していますので、**必ず新しい様式にて**提出してください。
	②	営業所に係る調査票	岩見沢市外に本店を有するものが岩見沢市の営業所等に契約締結等の権限を委任し、準市内認定を受ける際に提出してください。（岩見沢市様式-２）
	③	岩見沢市税の納税証明書	岩見沢市に納めるべき税がある場合のみ、未納がないという証明を提出してください。
赤平市	①	納税状況確認書	市内業者のみ提出してください。（赤平市税務課窓口で発行）
深川市	①	深川市内に有する支店等調	市外業者で市内業者登録を希望する場合のみ提出。 深川市内に本社・本店以外の支店等を有する深川市税（法人市民税等）の申告者の場合は、「深川市内に有する支店等調」に支店等の内外の写真を添付して提出してください。
長沼町	①	長沼町税の納税証明書	長沼町の市町村税を納めている場合は、長沼町が発行する納税証明書を提出してください。
新十津川町	①	令和９・10年度新十津川町競争入札参加資格（建設工事）希望調書	新十津川町の建設工事を希望する方は、新十津川町個別様式「令和９・10年度新十津川町入札参加希望（建設工事）」を必ず作成し提出してください。
	②	誓約書兼承諾書	新十津川町の建設工事を希望する方は、新十津川町個別様式「誓約書兼承諾書」を必ず作成し提出してください。
小樽市	①	小樽市税に滞納がないことの証明書	小樽市内に本支店等がある場合、又は小樽市居住の従業員を雇用し、市道民税を給与から特別徴収している場合等、小樽市に納税（納入）義務がある申請人は必ず提出をしてください。 証明書は請求書に記入する住所（所在）、氏名（名称及び代表者名）ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。 請求は小樽市財政部資産税課（窓口20番）又は市民税課（窓口22番）（市役所別館2階）において行ってください。 法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。
	②	区画線標示に関する業務参加申請書	「塗装」の資格登録を行う事業者のうち、区画線標示業務に参加を希望する場合は提出して下さい。 区画線標示業務への参加を希望する場合は、路面標示施工技能士の資格を有する者が在籍していることが条件となります。申請書にて技能士の人数を申告してください。 区画線標示業務への参加を希望する場合は、【様式３】を用いて区画線標示業務についての業務経歴書を提出してください。

表－９　個別書類一覧（3／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
七飯町	①	所有建設機械一覧表	本店又は受任先が七飯町内にある場合は七飯町個別様式「所有建設機械一覧表」を提出してください。
	②	経営業務管理責任者氏名及び建設業法における専任技術者氏名報告書	建設工事の申請をする方は七飯町個別様式「経営業務管理責任者氏名及び建設業法における専任技術者氏名報告書」を提出してください。
森町	①	営業証明書	対象：個人（事業主）の方のみ 申請時3ヶ月以内に市区町村長発行のもの。（営業証明書が発行されない場合及び業種（事業内容）が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類（業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書（控）、納品書（控）等の写し）森町の場合、税務課で発行。
上ノ国町	①	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していないことの理由書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していない場合は**未加入の理由書（任意様式）**を提出してください。
	②	北海道浄化槽工事業者登録謄本又は浄化槽法第３３条第３項の届出書	浄化槽工事を希望する方は「北海道浄化槽工事業者登録謄本」又は「浄化槽法第３３条第３項の届出書」と下記の書類をまとめて**１つのPDFにして**提出してください。 ・「浄化槽設備士免状」 ※昭和６３年以前の資格者の場合は小型合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写し
	③	上ノ国町排水設備指定証	上ノ国町に排水設備指定事業者登録をし、上ノ国町が発注する排水設備工事を希望する場合は「上ノ国町排水設備指定証」を提出してください。
	④	上ノ国町水道事業指定給水装置工事事業者証	上ノ国町に水道事業指定給水装置工事事業者登録をし、上ノ国町が発注する水道事業給水装置工事を希望する場合は「上ノ国町水道事業指定給水装置工事事業者証」と下記の書類をまとめて**１つのPDFにして**提出してください。 ・給水装置工事事業者証技術者名簿
	⑤	建設業経営業務の管理責任者・営業所選任技術者名簿	上ノ国町が発注する建設工事の入札参加資格を希望する場合は、別記第２０号様式「建設業経営業務の管理責任者・営業所選任技術者名簿」を提出してください。
	⑥	上ノ国町税の納税証明書	上ノ国町内に事業所等を有し本町の納税義務がある法人及び町内業者は、本町に係る法人分及び全役員の個人分をまとめて**１つのPDFにして**提出してください。
せたな町	①	納税に関する調査同意書（代表者または受任者）	町内業者のみ
伊達市	①	令和９・10年度　伊達市競争入札参加希望（建設工事）調書	伊達市の建設工事部門に登録を希望する方は、伊達市個別様式「令和９・10年度　伊達市競争入札参加希望（建設工事）調書」を作成のうえ提出してください。本調書の作成にあたっては、調書下段の作成要領をご確認ください。
	②	伊達市税の納税証明書を提出しないことの理由書	伊達市に納税義務がある場合、かつ、伊達市のみ申請を希望する方は、「伊達市税の納税証明書を提出しないことの理由書」を「納税証明書（市町村税）」に添付し提出してください。
白老町	①	白老町税の納税証明書を提出しないことの理由書	白老町内業者であり、かつ、白老町のみ申請を希望する方は、「白老町税の納税証明書を提出しないことの理由書」を「納税証明書（市町村税）」に添付し提出してください。

表－９　個別書類一覧（4／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
厚真町	①	役員一覧	法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載のある監査役以外の者について記入してください。委任を行う場合は、委任先の代表者（営業所長等）の情報も記入してください。※委任先の代表者が役員ではない場合でも必要になります。 個人の場合は、個人事業主について記入してください。 住所については住民票に記載のある住所を記入してください。
日高町	①	役員名簿	法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載のある監査役以外の者について記入してください。委任を行う場合は、委任先の代表者（営業所長等）の情報も記入してください。※委任先の代表者が役員ではない場合でも必要になります。 個人の場合は、個人事業主について記入してください。 住所については住民票に記載のある住所を記入してください。
新ひだか町	①	競争入札参加希望業務・部門調書	本店又は受任先が新ひだか町内にあり、土木一式工事（等級格付対象者のみ）又は道路清掃の参加を希望する方は、新ひだか町個別様式１「競争入札参加希望業務・部門調書」の「２　地域維持管理業務」について該当する項目を選択し提出してください。 **対象者以外の方は提出不要です。**
えりも町	①	暴力団排除条例に関する役員名簿	受任者がいる場合、本社の役員名簿ではなく受任者の住所、氏名、生年月日が必要。
	②	従業員名簿	技術者以外の従業員を記載すること。(町内業者のみ提出。)

表－９　個別書類一覧（5／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
旭川市	①	工事施工実績調書（舗装工事）	舗装工事に申請する方は、次に掲げる工事の施工実績について、当該施工実績がある場合に提出してください。（他の工事は提出不要） 平成30年度（平成30年4月1日）以降に公共工事（舗装工事又は舗装工事を含む工事）を元請として施工し完了した実績（共同企業体による施工を含む。ただし、小規模な修繕を除く。）の有無について、旭川市様式1「工事施工実績調書（舗装工事）」を添付してください。
	②	工事施工実績調書（造園工事）	造園工事に申請する方は、次に掲げる工事の施工実績について、当該施工実績がある場合に提出してください。（他の工事は提出不要） 平成30年度（平成30年4月1日）以降に公園又は広場造成工事で工事面積が1,000㎡以上の工事を元請として施工し完了した実績（共同企業体による施工を含む。）の有無について、旭川市様式2「工事施工実績調書（造園工事）」を添付してください。
	③	配水管技能者等名簿	旭川市内に建設業許可の主たる営業所を置く水道施設工事に申請する事業者で「配水管技能者等」を有する場合は、旭川市様式3「配水管技能者等名簿」を添付してください。
	③-1	配水管技能者等資格者証の写し	上記③の配水管技能者等名簿に資格を有する者を記載した場合に添付してください。
	④	下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書	次に該当する事業者で「下水道更新工事」又は「下水道管更生を含む下水道補修工事」の入札に参加を希望する場合は、旭川市様式4「下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書」を添付してください。 ・旭川市内又は鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町、美瑛町に建設業許可の主たる営業所を置く土木一式工事に申請する事業者 ・旭川市内に営業所を有する土木一式工事に申請する事業者（当該営業所が土木一式工事の建設業許可を有してない者を除く。）
	④-1	下水道管路管理技士登録証の写し	上記④の下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書「２　公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）の資格者がいる場合」に記載した場合に提出してください。
	④-2	下水道管路更生管理技士資格者証の写し	上記④の下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書「３　一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が認定する下水道管路更生管理技士の資格者がいる場合」に記載した場合に提出してください。
	④-3	「公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明」及び「管きょ更生工法の協会に加盟していること」を証明する書類	上記④の下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書「４　公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を得た管きょ更生工法の協会に加盟している場合」に記載した場合に提出してください。
士別市	①	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していないことの理由書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入していない場合は**未加入の理由書（任意様式）**を提出してください。
	②	水道施設工事関係技術者報告書	水道施設工事及び浄化槽設置工事等に申請する業者は、水道施設工事関係技術者報告書を提出してください。
	③	士別市税の納税証明書を提出しないことの理由書	士別市内業者であり、かつ、士別市のみ申請を希望する方は、「士別市税の納税証明書を提出しないことの理由書」を「納税証明書（市町村税）」に添付し提出してください。
上川町	①	社会保険に加入したことが確認できる書類	経営事項審査結果通知書において、社会保険に未加入があり、審査基準日までに加入した場合は、加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書（写し可）」を併せて提出する。

表－９　個別書類一覧（6／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
上富良野町	①	納税状況確認同意書	上富良野町独自様式 「納税状況確認同意書」を提出してください。
	②	適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上富良野町独自様式 「適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため提出してください。
留萌市	①	留萌市税の納税証明書	留萌市税を課税されている法人又は個人事業主は、本店の所在地に関わらず、留萌市税の納税証明を提出してください。
	②	希望工種調書	解体工事、道路維持工事、公園維持工事のいずれかの入札に参加を希望する場合、提出してください。
小平町	①	小平町税の納税証明書	小平町に納めるべき税がある場合のみ、未納が無いという証明書を提出してください。
天塩町	①	営業証明書	個人（事業主）の方のみ
稚内市	①	別記第12号様式【稚内市公有財産（土地建物）賃貸状況申告書及び同意書】	契約の有無に関わらず必要です。
枝幸町	①	営業所専任技術者名簿	建設業許可申請の別紙四「専任技術者一覧表」の写しを提出してください。また、許可を受けてから、営業所に置かれる専任の技術者に変更があった場合には、許可の変更に申請する際の様式第二十二号の二「変更届出書」の写しと変更後の別紙四「専任技術者一覧表」の写しを提出してください。
北見市	①	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表	建設工事を希望する方は、北見市個別様式１「北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表」の係る希望申請欄へ「○」を付して、必ず提出してください。 本表は、共同資格審査の建設工事の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。
	②	「準市内業者登録申請書」、「支店等の外観及び内観の写真」、「支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類」及び「支店等の法人市民税の納税証明書」	本店は北見市外にあるが、北見市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っており、認定要件を満たした場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録認定を希望される場合は、「準市内業者登録申請書」、「支店等の外観及び内観の写真」、「支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類」及び「支店等の法人市民税の納税証明書」を添付してください。
網走市	①	準市内業者登録申請書	本店は網走市外にあるが、網走市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っている場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録を希望される場合は、網走市独自様式「準市内業者登録申請書」を提出してください。
	②	網走市税の納税証明書	本店が網走市外にある場合でも網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を提出してください。
	③	アスファルトプラントを有する場合の申出書	「舗装」を希望し、北海道オホーツク総合振興局管内にアスファルトプラントを有する場合は、網走市独自様式「アスファルトプラントを有する場合の申出書」を提出してください。
	④	納税の猶予許可通知書の写し	納税の猶予許可を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。

表－９　個別書類一覧（7／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
紋別市	①	紋別市税の納税証明書	本店は紋別市外にあるが、紋別市に納税義務がある場合は、紋別市が発行する「納税証明書」を提出してください。
	②	準市内業者登録申請書	本店は紋別市外にあるが、紋別市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っている場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録を希望される場合は、紋別市様式１「準市内業者登録申請書」を提出してください。
	③	配水管技能者名簿	紋別市内に本店、支店または営業所等を置き水道施設工事に申請する事業者で「配水管技能者」を有する場合は、紋別市様式２「配水管技能者名簿」を提出してください。
	④	配水管技能者資格者証の写し	上記③の配水管技能者名簿に資格を有する者を記載した場合に提出してください。
美幌町	①	納税猶予に関する証明書類	納税猶予中の場合は、その証明書類を提出してください。
斜里町	①	法定保険加入状況一覧表	町外業者であっても必ず提出してください。 法定保険加入状況一覧表と、加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか）をまとめて**１つのPDFにして**提出してください。
遠軽町	①	建設工事申請資格確認表	**全ての申請者**は「建設工事申請資格確認表」の希望する資格欄に「〇」を付して、必ず提出してください。提出が無い場合は希望する資格が不明なため資格登録が出来ませんのでご注意ください。
	②	遠軽町税の納税証明書	本店は遠軽町外にあるが、遠軽町に納税義務がある場合は、遠軽町が発行する「納税証明書（遠軽町に未納がないことの証明書）」を提出してください。
	③	浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書	管工事の資格を希望する浄化槽工事業者については、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）の規定に基づく浄化槽工事業に係る北海道知事の登録（同法第２１条）又は北海道知事への届出（同法第３３条）を証する書類を提出してください。
雄武町	①	納付状況確認書	雄武町税の支払い義務がある場合のみ、雄武町別記様式 「納付状況確認書」を提出してください。
斜網地区廃棄物処理組合	①	市税（町税）納税証明書	本店は管外にあるが、管内に納税義務がある場合は、該当自治体が発行する「市税納税証明書」もしくは「町税納税証明書」を提出してください。 ※管内：網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町
	②	管内に支店・営業所を有する場合の申出書	本店は管外にあるが、管内に支店・営業所を有している場合は、組合独自様式「管内に支店・営業所を有する場合の申出書」を提出してください。 ※管内：網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町
	③	アスファルトプラントを有する場合の申出書	「舗装」を希望し、北海道オホーツク総合振興局管内にアスファルトプラントを有する場合は、組合独自様式「アスファルトプラントを有する場合の申出書」を提出してください。

表－９　個別書類一覧（8／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
帯広市	①	帯広市税の納税証明書	帯広市に納税義務がある場合は、帯広市が発行する完納証明書（滞納がないことの証明）を提出してください。
	②	特例浄化槽工事業者届出書	管工事の申請を行う者で浄化槽工事を希望する場合のみ提出してください。
音更町	①	浄化槽設備士免状又は登録証	管工事の申請を行う者で浄化槽工事を希望する場合のみ提出してください。
芽室町	①	芽室町税の納税証明書	芽室町に納税義務がある場合は、芽室町が発行する納税証明書を提出してください。
幕別町	①	指名競争入札通知書受理承諾書	原則電子メールにて指名通知を行うもの。申請者の実印を使用すること。
	②	特例浄化槽工事業者にかかる届出を証する書類	管工事の申請を行う者で個別排水処理施設の登録を希望する場合のみ提出してください。
池田町	①	納税証明書(必須)	町税「納税証明書」(未納がないことの証明)【写し可、申請日の3か月以内のもの:町の窓口】※町内に本支店等がない事業者で、納税義務者でない事業者は不要。
足寄町	①	営業証明書	個人事業者の場合は、申請書提出前３か月以内に市区町村が発行したものを提出してください。
	②	浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し	浄化槽工事業者については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽工事業に係る北海道知事の登録（同法第21条）又は北海道知事への届出（同法第33条）を証する書類の写しを提出してください。
釧路市	①	釧路市建設工事等競争入札参加希望調書	建設工事を希望する場合、釧路市個別様式「釧路市建設工事等競争入札参加希望調書」を提出してください。
	②	釧路市建設工事等競争入札参加希望補足情報調書	建設工事を希望する場合、釧路市個別様式「釧路市建設工事等競争入札参加希望補足情報調書」を提出してください。
	③	釧路市指定給水装置工事事業者証	水道設備の登録を申請する場合のみ提出してください。

表－９　個別書類一覧（9／9）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
釧路市	④	市道民税特別徴収税額の決定通知書（釧路市発行）	当該年度4月1日において、従業員数が3人以上（役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員・季節従業員などは除く）であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所（法人・個人）の場合は提出してください。 ※特別徴収（釧路市分）であることがわかる直近の領収書の提出でも可とします。 ※特別徴収への切り替え手続きの直後で、納付実績がなく領収書の提出ができない場合や、決定通知書が未受領などの場合は、「特別徴収への切替届出書」の写しを提出してください。 ※提出する際には個人情報（氏名・住所・マイナンバー等）をマスキング（黒塗り）して提出してください。
	⑤	釧路市税完納証明書	・釧路市に納税義務がある場合のみ提出してください。 ・市民税課で証明申請が必要です。その際、使用目的は「入札参加資格審査申請」としてください。 ※ すぐに取得できない場合がありますので、11月25日から12月10日までに取得していただくことを推奨いたします。 ※ 証明申請時の直近に納めた市税がある場合は、証明書発行窓口で納入確認が必要なため、発行窓口に領収書(写し可)を持参してください。
釧路町	①	釧路町税の納税証明書	釧路町に納税義務のある者のみ。 申請時において直近の証明書。領収書不可。 全税目に未納がないことの証明（町民税・道民税特別徴収税を含む）。
	②	町民税・道民税特別徴収税額の決定通知書	釧路町民を５名以上通年雇用している者のみ。
	③	特別徴収実施に係る誓約書	釧路町民を５名以上通年雇用している者で、特別徴収を実施していない者のみ。
	④	営業証明書	個人の場合のみ。 市町村長が発行する営業証明書。
根室市	①	誓約書	根室市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書
	②	代表者個人の納税証明書	市内業者である法人の場合は、代表者個人の納税証明書を提出してください。
別海町	①	希望工種内訳書	石工事業、解体工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、消防施設工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業の工種を希望する場合は、別海町個別様式１「希望工種内訳書」の「希望する資格の種別」に「〇」を付してを提出してください。
中標津町	①	町税等納税状況確認同意書	中標津町独自様式 中標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。
標津町	①	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申請書	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない場合に提出してください。
羅臼町	①	使用料等納付状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式　使用料等納付状況確認承諾書」を提出してください。
	②	希望工種内訳書	石工事業、解体工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、消防施設工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業の工種を希望する場合、登録を希望する工事種類について「別紙様式　希望工種内訳書」を提出してください。

９．発注者別評価事項審査（主観的事項審査）

９－１　発注者別評価事項審査の審査対象者の要件

・　発注者別評価事項審査申請において審査書類の提出を求める自治体と、審査対象者の要件は表－１０のとおりです。

表－１０　発注者別評価事項審査対象者の要件

自治体名	審査対象者の要件
江別市	江別市内に本店、受任先を置く者で、土木、建築、電気、管、水道施設工事に登録する者
恵庭市	恵庭市内に本社又は本店を置く事業者および恵庭市内に支店又は営業所を置く事業者
岩見沢市	一般土木、舗装、建築、管、電気工事への入札参加資格を希望する者
由仁町	一般土木、舗装、建築、電気、管、水道施設、塗装工事への入札参加資格を希望する者
新十津川町	建設工事等への入札参加を希望する者
蘭越町	町内に事業所を置く業者
北斗市	北斗市内に本店又は支店及び営業所を有する建設工事業者
八雲町	八雲町内に本店、支店又は営業所を有する事業者
伊達市	伊達市内に建設業法上の主たる営業所を有する者
白老町	白老町に営業所（本社・本店・受任先）を置き、建設工事等における入札参加を希望する者
平取町	土木・建築を希望工種とする者
新ひだか町	新ひだか町内に商業登記法における本店または建設業法上の主たる営業所を有する事業者で「土木一式工事」又は「建築一式工事」への入札参加を希望する者
浦河町	一般土木、舗装、建築、電気及び管工事への入札参加資格を希望する者
士別市	士別市内に本店、受任者を置く者で、土木・建築・電気・管・水道を希望工種とする者
稚内市	土木・建築・電気・管・水道を希望工種とする者のうち 法人について ・稚内市に本店を有する者又は稚内市に納税義務のある支店等を有し、その支店等に入札及び契約に関する一切の権限等を委任している者。 ・支店等で登録する場合、その支店等で引き続き１年以上の営業実績があること。 ・支店等においては、常勤職員を２人以上配置し、そのうち専任技術職員１人を含むこと。 個人事業者について ・稚内市に住民登録を有する者。
枝幸町	町内に事業所を置く業者
遠軽町	土木工事、建築工事、電気工事及び管工事の入札参加資格を希望する者
帯広市	「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「舗装工事」への登録を希望する者
音更町	「土木一式工事」・「建築一式工事」を希望工種とする者
芽室町	建設工事等への入札参加を希望する者
大樹町	町内に事業所を置く業者
幕別町	建設工事の「土木」、「建築」、「電気」、「管」への登録を希望する者
釧路市	主観的事項審査を希望する全ての者

９－２　発注者別評価事項審査に必要な提出書類

・　申請先別の発注者別評価事項審査に必要な書類等は表－１１のとおりです。

・　申請者が表－１０の審査対象者の要件を満たし、表－１１の審査項目に該当する場合は提出してください。該当しない場合は提出不要です。

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（1／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
江別市	①	主観点の申告	**江別市様式-１「建設工事格付けに関する主観的要素評価項目申告書」**を提出してください。
	②	若年技術者 女性技術者の雇用	以下1～4の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.**江別市様式-2「保有資格等申告書」** 2.技術者の資格が確認できる書類（**検定合格証明書、資格者証等の写し**） 3.技術者が３年以上雇用されていることが確認できる書類(**雇用保険証等の写しまたは雇用証明書**) 4.技術者の**生年月日、性別が確認できる書類**
	③	地域貢献活動	活動内容及び活動時期が**客観的に判断できる資料**（感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、その他第三者の証明書の写し等）をPDFファイルにして提出してください。（業界団体名ではなく、一企業としての名称が確認できるものを提出してください。） ※第三者の証明とする場合は、**江別市様式-3「地域貢献活動 第三者証明書」**を使用し、PDFファイルにして提出してください。
	④	障がい者就労支援	以下1～3の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.**「障がい者雇用状況報告書」写し**（令和8年6月1日現在の状況） 2.障がいの程度が確認できる書類（**身体障害者手帳等の写し**） 3.雇用が確認できる書類（**雇用保険証等の写しまたは雇用証明書**）
	⑤	健康経営への取り組み	日本健康会議の**「健康経営優良法人認定書」の写し**を添付してください。（申請期間中に認定が間に合わない場合には、認定後速やかに提出してください。（提出先：江別市総務部財務室契約管財課契約係））
	⑥	保護観察対象者等の就労支援	江別市様式-4　札幌保護観察所の証明を受けた**「協力雇用主活動実績報告書」**を提出してください。
恵庭市	①	障害者の雇用状況	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項の規定に基づく雇用状況の報告義務の区分に応じ、次のア、イに掲げる事業者が対象です。 ア　報告義務がある事業者・・・法定雇用率を達成している事業者 イ　報告義務がない事業者・・・障害者を常時雇用している事業者 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 アに掲げる事業者の場合 **・公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書［事業主控］の写し（申請日前直近の6月1日現在のもの）** イに掲げる事業者の場合 **・障害者の雇用状況届出書（誓約書）（別記様式第１号）**

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（2／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
恵庭市	②	災害時における市との協力体制	市と災害時における協定等を締結、又は締結している団体に加入している事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・災害時における市との協力体制を記載した届出書（誓約書）（別記様式第２号）**
	③	ISO9001の認証取得	本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得している事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・ISO9001登録証の写し（有効期限内のものに限ります）**
	④	ISO14001等の認証取得	本社又は委任先若しくは市内の営業所が次のア～ウに掲げる認証のいずれかを取得している事業者が対象です。 ア　ISO14001（財団法人日本適合性認定協会に認定されている審査登録機関、又は国際認定フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものをいう。） イ　エコアクション21（財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが認証したものをいう。） ウ　HES（エイチ・イー・エス推進機構が認証したものをいう。） 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・上記ア～ウの登録証の写し（いずれか１点）（有効期限内のものに限ります）**
	⑤	表彰の受章等	定期申請時において、過去2年以内に次のア～カに掲げる表彰又は感謝状を受章等した事業者が対象です。 ア　道路ふれあい月間における国土交通大臣表彰 イ　日本道路協会道路功労者表彰実施要綱に基づく表彰 ウ　北海道開発局の優良工事等表彰 エ　北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく表彰 オ　恵庭市功労者等表彰条例（昭和55年条例第17号）に基づく善行者表彰 カ　アからオまでに掲げるもののほか、これに準ずる国・地方公共団体又は公的団体が行う表彰 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・表彰されたことが確認できる書類（表彰状、感謝状等）の写し（いずれか１点）**
	⑥	雇用の拡大	新たな雇用により、審査基準日時点で審査基準日の1年前の時点から正規従業員数の合計が増加している事業者が対象です。 対象となる方は次のア、イの書類を**１つのPDFにして**提出してください。 **ア　正規従業員として採用したことが確認できる書類（新たに採用した従業員の雇用契約書及び健康保険証の写し）** **イ　正規従業員数の合計が増加していることが確認できる書類**
	⑦	男女共同参画の推進	審査基準日時点で、前回申請よりも女性管理職が増加している事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・女性管理職の辞令書の写し（前回申請以降に発令された辞令に限ります）**
	⑧	子育て支援	「えにわっこ☆すこやかプラン」に基づく「恵庭市子育て応援企業表彰」を受けている事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・恵庭市子育て応援企業表彰状の写し**

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（3／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
恵庭市	⑨	消防団協力	「恵庭市消防団協力事業所表示証」を交付されている事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・消防団協力事業所表示証の写し**
	⑩	ドナー休暇制度	審査基準日時点で、骨髄バンクを介した骨髄又は末梢血幹細胞提供等を行う場合に取得可能な特別休暇（ドナー休暇）を導入し就業規則等に定めている事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・取得可能な特別休暇（ドナー休暇）を定めている就業規則等の写し**
	⑪	健康経営への取組	日本健康会議の「健康経営優良法人」の認定を受けている事業者が対象です。 対象となる方は次の書類をPDFにして提出してください。 **・認定証の写し**
岩見沢市	①	技術点	資格登録する営業所等に配置されている技術職員数及びその職員が有する国家資格等に応じて加点しますので、希望される事業者は工事等種別（一般土木・舗装・建築・管・電気）ごとに**岩見沢市様式-３「保有資格等申告書」**を提出してください。 ※今回から様式を変更していますので、**必ず新しい様式にて**提出してください。
	②	地域貢献	**岩見沢市様式-４「社会貢献等申告書」**と以下の証明書類を**１つのPDFファイル**にして添付してください。 岩見沢市内で基準日以前の２年間に実施された活動内容を**客観的に確認できる資料**（感謝状、お礼状、新聞・広報記事、写真、証明書等）
	③	保護観察対象者等の就労支援（市内業者）	札幌保護観察所の証明を受けた**岩見沢市様式-５「協力雇用主登録・雇用実績証明書」**を提出してください。
	④	環境問題への取組み（道内業者）	次のいずれかに該当する場合は**証明書類の写し**を提出してください。 1．北海道グリーン・ビズ「優良な取組」部門 2．ゼロカーボン・チャレンジャーの登録 3．エコアクション21の登録
	⑤	建設業労働災害防止協会への加入（道内業者）	資格登録する営業所等の**加入証明書の写し**を提出してください。
	⑥	健康経営への取り組み（市内業者）	経済産業省の健康優良法人の認定を受けている場合に**認定証の写し**を提出してください。
	⑦	障がい者の雇用（市内業者）	**報告義務がある事業者**…障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第１２３号）第43条第7項に基づく報告義務があり、法定雇用率を達成している場合は公共職業安定所に提出した**「障害者雇用状況報告書」の写し**（受付印のあるもの）を提出してください。 **報告義務がない事業者**…審査基準日時点で障がい者を１名以上雇用している場合は、**障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳など）の写し**および**雇用を確認できる書類の写し（雇用保険証等の写し）**を提出してください。
	⑧	働き方改革の推進（市内業者）	次のいずれかに該当する場合は**証明書類の写し**を提出してください。 1．北海道働き方改革推進企業の認定 2．育児休業制度または介護休業制度の制定等が確認できる書類（就業規則等の写し）
由仁町	①	地域貢献活動	活動内容・時期が客観的に判断できる資料（感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌など）をPDFにして提出してください。（※任意様式）

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（4／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
新十津川町	①	社会貢献活動	・**新十津川町様式「社会貢献確認申告書」**と下記の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 ・新十津川町内で実施された活動内容を**客観的に確認できる資料**（新聞記事、広報誌、感謝状、お礼状、写真、関係者の証明など）
蘭越町	①	安心・安全への貢献確認申告書	該当する場合は**蘭越町様式「安心・安全への貢献確認申告書」**と以下の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.地方公共団体との間で締結している**防災協定書の写し** （※経営事項審査結果通知書の写しにおいいて防災協定が「有」と確認できる場合は省略可） 2.災害時の対応が**客観的に確認できる資料**
	②	社会貢献確認申告書	該当する場合は**蘭越町様式「社会貢献確認申告書」**と以下の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.活動内容が**客観的に確認できる資料**
北斗市	①	地域貢献確認調書（該当のある場合）	北斗市内に本店又は支店及び営業所を有する業者で、地域貢献内容に該当する場合は**「地域貢献確認調書」**を提出してください。
	②	防災協定締結の有無	(1) 北斗市と防災協定を締結している場合は**防災協定書の写し**を提出してください。 (2) 北斗市と防災協定を締結している団体に所属している場合は**防災協定書の写し及び当該団体に所属する証明書**を提出してください。 ※証明書の様式は任意ですが、必ず「①発行日（申請時において3ヶ月以内のもの）、②申請者が団体に所属する旨の文、③所属団体名」の3点について記載のうえ、所属団体の印を押印してください。
	③	若年者雇用の有無	(1) 若年者を新規に1名以上雇用している（以下のいずれにも該当すること）。 ア 令和6年9月1日から令和8年8月31日までにおける新規の採用であること（自社で解雇した職員の再雇用は対象としない）。 イ 雇用期間の定めのない雇用契約労働者（正規雇用）として、審査基準日時点で3ヶ月以上継続雇用されていること。 ウ 採用時点で35歳未満の者であること。 (2) 若年者を継続して1名以上雇用している（以下のいずれにも該当すること）。 ア 雇用期間の定めのない雇用契約労働者（正規雇用）として、審査基準日時点で2年以上継続雇用されていること。 イ 審査基準日時点で35歳未満の者であること。 上記の（1）、（2）のいずれかに該当する場合は、内容が確認できる資料として**雇用保険被保険者証の写し等**を提出してください。
	④	障害者雇用の状況	(1) 報告義務（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日 法律第123号）第43条第7項に基づく報告義務。以下同じ。）があり、法定雇用率を達成している場合は公共職業安定所に提出した**「障害者雇用状況報告書」（令和8年6月1日現在）の写し（受付印のあるもの）**を提出してください。 (2) 報告義務なし。審査基準日時点で障害者を1名以上雇用している場合は**雇用保険被保険者証の写し等及び「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し**を提出してください。

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（5／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
北斗市	⑤	保護観察対象者等の就労支援の有無	函館保護観察所に協力雇用主として登録され、平成25年4月1日以降に、以下のいずれかの実績を有する場合は**協力雇用主活動実績証明書**を提出してください。※発行日（申請時において3ヶ月以内のもの） (1) 保護観察対象者等を雇用した実績 (2) 保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績 (3) 保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績
	⑥	地域における各種団体への加入状況	(1) 北斗市商工会・北斗市観光協会・北斗市社会福祉協議会に加入又は所属している場合は当該団体の**加入証明書**を提出してください。 (2) 北斗市商工会・北斗市観光協会・北斗市社会福祉協議会に加入又は所属している団体に加入している場合は**団体加入又は所属の写し及び当該団体に所属する証明書**を提出してください。 ※証明書の様式は任意ですが、必ず「①発行日（申請時において3ヶ月以内のもの）、②申請者が団体に所属する旨の文、③所属団体名」の3点について記載のうえ、所属団体の印を押印してください。
八雲町	①	若年技術者の雇用	若年技術者の雇用とは、審査基準日、申請者が、審査基準日の3ヶ月前の日の直前2年間において若年者（満35歳未満）を新規に採用する取組をいいます。以下の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.技術者の資格が確認できる書類（**検定合格証明書、資格者証等の写し**） 2.雇用期間の定めのない雇用契約（いわゆる正規雇用）労働者を審査基準日時点で３ヶ月を超えて継続して雇用していることが確認できる書類。（**健康保険証、雇用保険証等の写し**） 3.採用時点において、年齢が満**35歳未満の者と確認できる書類。**
	②	障がい者の雇用	以下の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.障がいの程度が確認できる書類（**身体障害者手帳等の写し**） 2.雇用が確認できる書類（**健康保険証、雇用保険証等の写し**）
	③	通年雇用対策	**「季節労働者通年雇用化申告書」**の写しをPDFファイルにして提出してください。
	④	社会貢献評価	該当する場合は、以下の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.災害時の出動状況 ア）八雲町との間に締結した協定書の写し・・・所属団体が協定を締結している場合は、**団体から証明**の交付を受けて提出 イ）災害時の対応・・・災害時に町の要請を受けて出動した場合、**「災害時活動実施報告書」の写し**を提出 2.ボランティア活動の状況 ア）実施時期、場所、活動内容が**客観的に確認できる資料**（例：感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、登録証、認証書、領収書、関係者の証明（原本※）、写真等） ※　関係者の証明とする場合は、**「ボランティア活動証明書（関係者の証明）」**を使用し、作成してください。
	⑤	環境への取組	以下のいずれかの証明書類をPDFファイルにして提出してください。 1.**北海道グリーン・ビズ「優良な取組」部門**の登録（登録書の写し） 2.**ゼロカーボン・チャレンジャー**の登録（登録書の写し） 3.**エコアクション21**の登録（登録書の写し）

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（6／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
伊達市	①	発注者別評価項目申告書	伊達市内に建設業法上の主たる営業所を有する方は、**発注者別評価項目申告書**を作成してください。 なお、次の②～⑩の評価項目について該当する場合は確認できる書類の写しとともにPDFファイルにして提出してください。
	②	【安全対策】建設業労働災害防止協会への加入	該当する場合は**加入証明書等の写し**を提出してください。
	③	【品質向上】ISO9000シリーズの認証取得	該当する場合は**登録証の写し**を提出してください。
	④	【環境対策】ISO14000シリーズ・エコアクション21・HESの認証取得	該当する場合は**登録証の写し**を提出してください。
	⑤	【雇用・福祉対策】障がい者雇用	次の証明書類を**１つのPDFファイル**にして添付してください。 1.**「障がい者雇用状況報告書」の写し**（令和8年6月1日現在の状況） 2.障がいの程度が確認できる書類（**身体障害者手帳等の写し**） 3.雇用が確認できる書類（**雇用保険被保険者証等の写し**）
	⑥	【雇用・福祉対策】子育て支援・男女共同参画の推進	該当する場合は次の1～2の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.**「一般事業主行動計画策定届」の写し** 2.育児休業制度または介護休業制度の制定等が確認できる書類（**就業規則等の写し**）
	⑦	【地域貢献】伊達市の除雪業務に従事する能力の保有	**資機材の保有台数など能力を証明できる書類**を提出してください。
	⑧	【地域貢献】季節労働者の通年雇用助成金の利用	該当する場合は**「通年雇用助成金支給決定通知書」の写し**を提出してください。
	⑨	【地域貢献】札幌保護観察所の協力雇用主への登録及び保護観察対象者等の雇用実績又は職場体験講習の実施実績	該当する場合は**協力雇用主への登録等が確認できる書類**を提出してください。
	⑩	【地域貢献】伊達市内において組織的に行う奉仕活動又は地域貢献活動	該当する場合は**活動が確認できる書類**を提出してください。

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（7／12）

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">審査項目</th><th colspan="2">審査に必要な書類と提出時の注意事項</th></tr>
<tr><td rowspan="8">白老町</td><td rowspan="8">①</td><td rowspan="8">主観的要素審査項目（技術的・社会的要素）申告書</td><td colspan="2">白老町に営業所（本社・本店・受任先）を置き、下記項目に該当する場合は「主観的要素審査項目（技術的・社会的要素）申告書」を提出してください。</td></tr>
<tr><td>技術点</td><td>白老町から受注し完成した過去2年間の同種工事の請負工事施行成績評定点の平均値に基づき算出した数値に基づき加点する</td></tr>
<tr><td>地域貢献</td><td>白老町内において令和7年度・8年度の間に、事業者によって自発的に行われた非営利・社会性・公共性を有する活動の実績に基づき加点する</td></tr>
<tr><td>防災協定締結団体への加入</td><td>令和7年度・8年度において白老町との災害協定締結、もしくは白老町内にある防災協定締結団体への加入が確認できた場合、加点する</td></tr>
<tr><td>除雪従事</td><td>令和7年度・8年度において白老町が発注した除雪業務への従事実績がある場合、加点する</td></tr>
<tr><td>災害出動</td><td>令和7年度・8年度の白老町内における災害発生時に出動・緊急対応の実績がある場合、加点する</td></tr>
<tr><td>環境対策</td><td>「ISO14001」「エコアクション21」「ゼロカーボン・チャレンジャー」のいずれかの登録が確認できる場合、加点する</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>②</td><td>地域貢献</td><td colspan="2">上記①で地域貢献を申告する場合は、感謝状やお礼状等、実績のわかる書類を提出してください。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>環境対策</td><td colspan="2">上記①で環境対策を申告する場合は、「ISO14001」「エコアクション21」「ゼロカーボン・チャレンジャー」のいずれか登録状況のわかる書類を提出してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">平取町</td><td>①</td><td>主観的要素審査項目申告書</td><td colspan="2">平取町様式2をPDFファイルにして提出してください。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>【地域貢献】地域貢献確認申告書</td><td colspan="2">平取町様式3 「地域貢献確認申告書」と以下の証明書類を１つのPDFファイルにして提出してください。

平取町内で実施された活動内容を客観的に確認できる資料（新聞記事・広報誌・感謝状・お礼状・写真・関係者の証明など）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>【防災活動】防災活動確認申告書</td><td colspan="2">平取町様式4 「防災活動確認申告書」と以下1～2の証明書類を１つのPDFファイルにして提出してください。

1.平取町との間に締結した協定書写し

2.災害時の対応を客観的に確認できる資料（新聞記事・広報誌・感謝状・お礼状・写真、関係者の証明など）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>【社会性等】エコアクション21、HES、北海道グリーン・ビス「優良な取組」部門の登録</td><td colspan="2">登録を受けている場合は、登録書の写しをPDFファイルにして提出してください。</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>【社会性等】ゼロカーボン・チャレンジャーへの登録</td><td colspan="2">登録を受けている場合は、登録書の写しをPDFファイルにして提出してください。</td></tr>
</table>

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（8／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
新ひだか町	①	発注者別評価項目（技術・社会的要素）申告書	新ひだか町内に商業登記法における本店又は建設業法上の主たる営業所を有する事業者で、「土木一式工事」又は「建築一式工事」への入札参加を希望する方が対象となります。 対象者の方は、**新ひだか町個別様式２「発注者別評価項目（技術・社会的要素）申告書」**を作成し、PDFファイルにして添付してください。**対象者以外の方は提出不要です。** また、評価項目について該当がある場合は、下記評価項目にて申告を証する書類を提出してください。
	②	請負工事施工成績	新ひだか町で平均値を算出するため、施工成績数値の記載及び施工成績通知書の**提出は不要です。**
	③	ホワイト企業マーク等への取組み	該当する場合は、以下の証明書類の写しを**１つのPDFファイル**にして提出してください。 1.経済産業省の**「ダイバーシティ経営診断シート」** 2.各保険者（協会けんぽや建設関連国保組合など）の**「健康事業所宣言」の宣言書** 3.**各ホワイト企業マーク等の認定書**又は**「北海道働き方改革推進企業認定書」**
	④	人材育成等への取組み	**新ひだか町個別様式３「人材育成等への取組み確認申告書」**と該当する以下のいずれかの証明書類の写しを**１つのPDFファイルにして**提出してください。 （下記ア、イ、ウのいずれかの評価項目で加点） ア）インターンシップ等の取組みを**客観的に確認できる資料**（受入要望書及び決定通知書、若しくは学校が発行する証明書又は活動内容が客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌等）、行程表） イ）現場見学会や建設工事ＰＲイベント等の取組みを**客観的に判断できる資料**（日程表及び写真、参加証明書、パンフレット、新聞記事、広報誌等） ウ）人材育成の**取組み内容が確認できる資料**（領収書、写真、支給決定通知書等）
	⑤	安全・安心への貢献	該当する場合は、**新ひだか町個別様式４「安全・安心への貢献確認申告書」**と以下の証明書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 1.災害時の対応等 事業継続力強化計画の認定又は事業継続計画（ＢＣＰ）を策定を証する書類（**認定書、計画書**） 2.日高中部消防組合が交付した**消防団協力事業所表示証交付書** 3.地域社会の維持への貢献（下記ア又はイのいずれかの評価項目で加点） ア）国、特殊法人又は地方公共団体等との間で締結した公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約書又は請書、工事概要書等、**業務内容が確認できる書類** イ）自治会、町内会又は社会福祉協議会との間で締結した維持業務又は除排雪業務の契約書、請求書又は領収書等、**業務内容が確認できる書類**
	⑥	脱炭素化に向けた取組み	**「ゼロカーボン・チャレンジャー宣誓書」の写し**を提出してください。
浦河町	①	主観的要素審査事項申告書	浦河町様式2をPDFファイルにして添付してください。
	②	社会貢献の取組	社会貢献確認申告書を添付してください。
	③	安全・安心への貢献	安全・安心への貢献確認申告書等を添付してください。
	④	人材育成等への取組	人材育成確認申告書等を添付してください。
	⑤	環境対策に関する認証・登録等	対象となる認証・登録・認定書等の写しを添付してください。
	⑥	働き方等に関する認定	対象となる認証・登録・認定書等の写しを添付してください。

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（9／12）

	審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
士別市	①	ISO認証取得証明書	**ISO9001及びISO14001の認証取得**をしている場合は、**認証票等の写し**を提出してください。
	②	障がい者雇用	**法定雇用率により算出した人数以上雇用**している場合は、**証明する書類の写し**を提出してください。
	③	社会貢献	資格審査を行う年の前年及び前々年に、**士別市において、地域の除雪活動や草刈、イベントへの参加**を行った場合は、それを**証明する書類の写し**を提出してください。
	④	防災協定	士別市又は士別市内の各種団体等との**協定を締結**している場合は、それを**証明する書類の写し**を提出してください。
	⑤	男女共同参画	**北海道働き方改革推進企業認定制度**の認定を受けている場合は、**認定証の写し**を提出してください。
稚内市	①	コリンズ登録の有無	コリンズ登録していることがわかる証明書の写しを提出してください。
	②	ISOマネジメントシステムなどの取得の有無	**ISO9001、ISO14001、ISO45001（又はOHSAS18001）**の認証を取得をしている場合は、**登録証の写し**を提出してください。
	③	社会貢献	環境保護等に係る活動、災害時の対応、除排雪ボランティアに係る活動、地域イベント等への参加、その他社会貢献と認められる活動を行った場合は、**「社会貢献確認申告書」**と**活動の内容がわかる資料**を**１つのPDFにして**提出してください。 活動の内容が分かる資料の例 ・証明書　・活動写真　・感謝状　・礼状　・関係者の証明　・広報紙面　・新聞記事等
枝幸町	①	ISO9001の取得	ISO9001の認証を取得をしている場合は、**登録証の写し**を提出してください。
	②	ISO14001の取得	ISO14001の認証を取得をしている場合は、**登録証の写し**を提出してください。
	③	コリンズ登録	**コリンズ登録証明書の写し**を提出してください。
	④	社会貢献	**社会貢献活動内容が確認できる書類**を提出してください。（新聞等記事の切抜き等）
	⑤	技術者の通年雇用	**通年雇用確認書類の写し**を提出してください。（標準報酬決定通知、特別徴収税額決定通知書、保険証写し等）
遠軽町	①	社会貢献	審査基準日の直前２年間に遠軽町内において行った奉仕活動又は地域貢献活動が対象です（詳細は申告書ファイルの記載要領参照。）。 **・審査を希望する場合は、「社会貢献申告書」（客観的に判断できる資料を添付。）を提出してください。**
	②	安心・安全への貢献	遠軽町との防災協定を締結している場合及び審査基準日の直前２年間に遠軽町内において行った災害時の対応が対象です（詳細は申告書ファイルの記載要領参照。）。 **・審査を希望する場合は、「安心・安全への貢献申告書」（災害時の対応については客観的に判断できる資料を添付。）を提出してください。**

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（10／12）

	審査項目		申請に必要な書類等
帯広市	①	競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書	「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「舗装工事」に登録希望の方で、加点を希望する場合は**「競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書」**を提出してください。
	②	障害者の雇用状況	①を提出する方で、 ・報告義務がある事業者 法定障害者雇用率達成の有無を「有」で申告する場合は、**「障害者雇用状況報告書」の写し**を提出してください。 ・報告義務がない事業者 法律に基づく障害者を１人以上雇用の有無を「有」で申告する場合は、**障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳など）の写しおよび雇用を確認できる書類の写し**を提出してください。
	③	保護観察所登録協力雇用主の実績	①を提出する方で、保護観察所登録協力雇用主の実績がある場合は**「協力雇用主活動実績証明書」の写し**を提出してください。
	④	北海道働き方改革推進企業の認定	①を提出する方で、北海道働き方改革推進企業の認定を受けている場合は**「北海道働き方改革推進企業の認定書」の写し**を提出してください。
	⑤	健康経営優良法人の認定	①を提出する方で、健康経営優良法人の認定を受けている場合は**「健康経営優良法人の認定書」の写し**を提出してください。
音更町	①	安全・安心への貢献	土木一式工事及び建築一式工事の申請を行う者で、音更町との**防災（災害）協定締結**又は音更町発注の**除雪業務の受託実績**がある場合、**音更町独自様式「建設工事格付に関する申告書」**を提出することができます。
	②	障がい者就労支援	土木一式工事及び建築一式工事の申請を行う者で、障がい者の雇用又は音更町障がい者職場体験事業に基づく障がい者受け入れの実績がある場合は、**音更町独自様式「建設工事格付に関する申告書」**を提出することができます。事実確認に必要な書類は、「建設工事格付に関する申告書」と合わせ、**１つのPDFファイルにして**提出してください。
芽室町	①	競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書	建設工事に登録希望の方で、各項目に該当する場合は**「競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書」**を提出してください。
	②	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用状況	報告義務がある事業者で法定雇用率達成の有無を「有」で申告する場合は、**報告書の写し**を提出してください。
	③	芽室町の災害活動及び社会資本の維持管理に関するボランティア等に対する感謝状贈呈規程に基づくボランティア活動実施の有無	「有」で申告する場合は、**感謝状の写し**を提出してください。 ※ただし、当該年度を含まない直近２年度中に実施した活動に限ります。
大樹町	①	社会貢献に関する申告書及び資料	町内業者のみPDFを提出（任意様式）

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（11／12）

	審査項目		申請に必要な書類等
幕別町	①	競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書	建設工事の「土木」、「建築」、「電気」、「管」に登録希望の方で、各項目に該当する場合は**「競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書」**を提出してください。
	②	幕別町と防災協定している事業所で支援実績の有無	「有」で申告する場合は、**協定書の写し**を提出してください。 ※協定締結団体に加入事業所も可
	③	障害者の雇用を証明する書類	障害者雇用促進法に定める基準に該当する障害者の雇用を「有」で申告する場合は**障がいの程度がわかる書類（身体障害者手帳など）の写し**及び**雇用を確認できる書類（雇用保険被保険者証など）の写し**を**１つのPDFにして**提出してください。
釧路市	①	主観点の申告	釧路市の建設工事に登録希望の方で該当する項目があり、主観点の加点を希望する場合に**釧路市様式-1「主観的事項評価項目申告書」**を提出してください。
	②	災害協定の締結	釧路市又は釧路市公営企業管理者との災害協定を締結している場合に**災害協定書の写し**を提出してください。 所属団体が締結者の場合は、**その団体に所属していることがわかる書類（会員名簿等）**。
	③	障がい者雇用	１.障害者雇用状況の報告義務のある事業主 **障害者雇用状況報告書の写し** ２.報告義務のない事業主 **障がい者雇用に係る報告書（釧路市様式-2）**
	④	育児休業制度	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律により義務付けられた範囲を超える育児休業制度を導入している場合、**就業規則等(写し可)**を提出してください。（該当項目が確認できるよう、添付書類中の該当する条項等に印をつけてください。）
	⑤	労働安全衛生マネジメントシステム	該当する場合は、**登録証等の写し**を提出してください。
	⑥	環境への取り組み	以下のいずれかを取得している場合は**登録証等の写し**をPDFファイルにして提出してください。 １.北海道環境マネジメントシステムスタンダード ２.北海道グリーンビズ認定制度
	⑦	ゼロカーボン・チャレンジャー	登録している場合は、**登録証等の写し**を提出してください。
	⑧	協力雇用主	法務省釧路保護観察所へ協力雇用主登録している場合に**釧路市様式-3「協力雇用主及び雇用に関する証明書」**を釧路保護観察所より証明を受け、PDFファイルにして提出してください。
	⑨	若年者の雇用	35歳未満の社員を審査基準日の前日を含め5年以上雇用している場合に下記Ａの①～②いずれか1種類とＢの①～④いずれか1種類の合計2種類の書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 **【Ａ　雇用の開始日を確認できる書類】** ①日本年金機構の各年金事務所で発行する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（資格取得時（雇用開始時）に発行されているもの） ②雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し **【Ｂ　雇用を継続していることを確認できる書類】** ①日本年金機構の各年金事務所から毎年通知される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」 ②直近の賃金台帳の写し ③出勤簿の写し ④源泉徴収簿の写し

表－１１　発注者別評価事項審査に必要な書類（12／12）

	審査項目		申請に必要な書類等
釧路市	⑩	女性技術者・技能者の雇用	建設業法第7条第2項に規定する女性の技術者、技能者を審査基準日の前日を含め1年以上雇用している場合に以下の書類を**１つのPDFファイルにして**提出してください。 １.記載する女性技術者・技能者が取得している資格の内容が分かる書類（技術者証、合格証明書、合格証書等）の写しを添付してください。建設業法第7条第2号イ及びロによる実務経験による場合は、取得資格欄に必要事項（卒業学科や実務経験年数等）を記載してください。 ２.下記Ａの①～②いずれか1種類とＢの①～④いずれか1種類の合計2種類の書類を提出してください。 **【Ａ　雇用の開始日を確認できる書類】** ①日本年金機構の各年金事務所で発行する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（資格取得時（雇用開始時）に発行されているもの） ②雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し **【Ｂ　雇用を継続していることを確認できる書類】** ①日本年金機構の各年金事務所から毎年通知される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ②直近の賃金台帳の写し ③出勤簿の写し ④源泉徴収簿の写し

10. 定期受付終了後の新規申請受付について

１０－１　随時受付及び中間年受付の電子申請受付期間

・　定期受付終了後の追加の申請の受付期間を表－１２に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表－１２　追加受付の種類と受付期間

追加受付の種類	追加受付の受付期間				
随時受付	第1回	令和9年3月15日(月)	～	令和9年4月14日(水)	まで
	第2回	令和9年4月15日(木)	～	令和9年5月14日(金)	まで
	第3回	令和9年5月17日(月)	～	令和9年6月14日(月)	まで
	第4回	令和9年6月15日(火)	～	令和9年7月14日(水)	まで
	第5回	令和9年7月15日(木)	～	令和9年8月13日(金)	まで
	第6回	令和9年8月16日(月)	～	令和9年9月14日(火)	まで
	第7回	令和9年9月15日(水)	～	令和9年10月14日(木)	まで
	第8回	令和9年10月15日(金)	～	令和9年11月12日(金)	まで
	第9回	令和9年11月15日(月)	～	令和9年12月14日(火)	まで
	第10回	令和9年12月15日(水)	～	令和10年1月14日(金)	まで
	第11回	令和10年1月17日(月)	～	令和10年2月14日(月)	まで
	第12回	令和10年2月15日(火)	～	令和10年3月14日(火)	まで
中間年受付		令和9年12月10日(金)	～	令和10年1月31日(月)	まで

※令和10年度の随時申請の受付期間については、令和9年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

１０－２　随時受付、中間年受付を実施する自治体

・　随時受付、中間年受付を実施する自治体を表－１３に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表－１３　随時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
随時受付	石狩・空知	石狩市、夕張市、岩見沢市、深川市、南幌町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、秩父別町、沼田町
	後志	小樽市、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、留寿都村、京極町、倶知安町、岩内町、泊村、仁木町、余市町、赤井川村
	渡島・檜山	北斗市※1、松前町、知内町、木古内町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、今金町、せたな町
	胆振・日高	登別市、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町
	上川	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
	留萌	留萌市、小平町、苫前町、羽幌町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町、幌延町
	オホーツク	北見市、遠軽町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
	十勝	帯広市、音更町、大樹町、足寄町
	釧路・根室	釧路市、根室市
中間年受付	石狩・空知	江別市、恵庭市、北広島市、新篠津村、赤平市、石狩東部広域水道企業団
	後志	-
	渡島・檜山	七飯町、八雲町
	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町
	上川	名寄市、東川町
	留萌	-
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、清里町、斜網地区廃棄物処理組合
	十勝	士幌町、幕別町、池田町
	釧路・根室	釧路町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、中標津町、標津町、羅臼町

※注1　　北斗市では定期申請をしていない市内に本店を有する業者に限り受け付けます。

１０－３　随時受付の審査基準日と資格の有効期間

・　随時申請の審査基準日と資格の有効期間は表－１４のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表－１４　随時受付の審査基準日と資格有効期間（1／2）

	自治体名	審査基準日		追加受付の資格有効期間			
随時受付	随時受付を行う自治体のうち、帯広市、北見市、岩見沢市、釧路市、石狩市、旭川市、士別市、遠軽町、美瑛町以外の自治体	第1回	令和9年3月1日	令和9年5月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第2回	令和9年4月1日	令和9年6月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第3回	令和9年5月1日	令和9年7月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第4回	令和9年6月1日	令和9年8月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第5回	令和9年7月1日	令和9年9月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第6回	令和9年8月1日	令和9年10月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第7回	令和9年9月1日	令和9年11月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第8回	令和9年10月1日	令和9年12月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第9回	令和9年11月1日	令和10年1月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第10回	令和9年12月1日	令和10年2月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第11回	令和10年1月1日	令和10年3月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第12回	令和10年2月1日	令和10年4月1日	～	令和11年3月31日	まで
	帯広市	第1回	令和9年3月1日	令和9年6月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第2回	令和9年4月1日	令和9年7月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第3回	令和9年5月1日	令和9年8月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第4回	令和9年6月1日	令和9年9月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第5回	令和9年7月1日	令和9年10月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第6回	令和9年8月1日	令和9年11月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第7回	令和9年9月1日	令和9年12月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第8回	令和9年10月1日	令和10年1月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第9回	令和9年11月1日	令和10年2月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第10回	令和9年12月1日	令和10年3月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第11回	令和10年1月1日	令和10年4月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第12回	令和10年2月1日	令和10年5月1日	～	令和11年3月31日	まで
	北見市	第1回	令和9年3月1日	令和9年6月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第2回	令和9年4月1日				
		第3回	令和9年5月1日	令和9年7月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第4回	令和9年6月1日	令和9年8月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第5回	令和9年7月1日	令和9年9月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第6回	令和9年8月1日	令和9年10月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第7回	令和9年9月1日	令和9年11月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第8回	令和9年10月1日	令和9年12月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第9回	令和9年11月1日	令和10年1月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第10回	令和9年12月1日	令和10年2月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第11回	令和10年1月1日	令和10年3月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第12回	令和10年2月1日	令和10年4月1日	～	令和11年3月31日	まで

表－１４　随時受付の審査基準日と資格有効期間（2／2）

	自治体名	審査基準日		追加受付の資格有効期間			
随時受付	岩見沢市 釧路市	第1回	令和9年3月1日	令和9年7月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第2回	令和9年4月1日				
		第3回	令和9年5月1日	令和9年10月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第4回	令和9年6月1日				
		第5回	令和9年7月1日				
		第6回	令和9年8月1日	令和10年1月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第7回	令和9年9月1日				
		第8回	令和9年10月1日				
		第9回	令和9年11月1日	令和10年4月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第10回	令和9年12月1日				
		第11回	令和10年1月1日				
		第12回	令和10年2月1日	令和10年7月1日	～	令和11年3月31日	まで
	石狩市 旭川市 士別市 遠軽町	第1回	令和9年3月1日	令和9年7月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第2回	令和9年4月1日				
		第3回	令和9年5月1日				
		第4回	令和9年6月1日	令和9年10月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第5回	令和9年7月1日				
		第6回	令和9年8月1日				
		第7回	令和9年9月1日	令和10年1月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第8回	令和9年10月1日				
		第9回	令和9年11月1日				
		第10回	令和9年12月1日	令和10年4月1日	～	令和11年3月31日	まで
		第11回	令和10年1月1日				
		第12回	令和10年2月1日				
	美瑛町	第1回	令和9年3月1日	美瑛町入札参加資格審査会にて決定を受けた日	～	令和11年3月31日	まで
		第2回	令和9年4月1日				
		第3回	令和9年5月1日				
		第4回	令和9年6月1日				
		第5回	令和9年7月1日				
		第6回	令和9年8月1日				
		第7回	令和9年9月1日				
		第8回	令和9年10月1日				
		第9回	令和9年11月1日				
		第10回	令和9年12月1日				
		第11回	令和10年1月1日				
		第12回	令和10年2月1日				

１０－４　中間年受付の審査基準日と資格の有効期間

・　中間年申請の審査基準日と資格の有効期間は表－１５のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表－１５　追加受付の審査基準日と資格有効期間

	自治体名	審査基準日	追加受付の資格有効期間
中間年受付	中間年受付を行う全ての自治体	令和9年12月1日	令和10年4月1日　～　令和11年3月31日　まで

１０－５　随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

・　追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表－１６のとおりです。これら以外の注意事項はＰ３４～を参照してください。

表－１６　随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式２】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し	表－１４，１５に示す資格有効期間初日の１年７ヵ月前の日の直後の決算に対応したもので、かつ、複数ある場合は最新のものを提出してください。
【様式５】代表者身分証明書の写し　※個人事業主の場合	表－１４，１５に示す審査基準日から３ヶ月以内に発行されたものに限ります。
【様式６】登記事項証明書の写し　※法人の場合	
【様式１８】印鑑証明書の写し	
【様式２０】納税証明書の写し	

11. 申請先自治体の連絡先一覧

・ 申請先自治体の連絡先を表－１７に示します。

表－１７ 自治体連絡先一覧（１／４）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住　　所
石狩・空知	江別市	契約管財課	011-381-1066	北海道江別市高砂町6番地
	恵庭市	管財･契約課	0123-33-3131	北海道恵庭市京町1番地
	北広島市	契約管財課	011-372-3311	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	石狩市	契約課	0133-72-3155	北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
	新篠津村	総務課	0126-57-2111	北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
	夕張市	建設課	0123-52-3119	北海道夕張市本町4丁目2番地
	岩見沢市	契約検査管理課	0126-35-4859	北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
	赤平市	財政課	0125-32-2212	北海道赤平市泉町4丁目1番地
	深川市	税務財政課	0164-26-2622	北海道深川市2条17番17号
	南幌町	総務課	011-398-7012	北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
	由仁町	建設水道課	0123-83-3020	北海道夕張郡由仁町新光200番地
	長沼町	都市整備課	0123-76-8022	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
	栗山町	建設課	0123-73-7512	北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
	浦臼町	建設課	0125-68-2113	北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
	新十津川町	建設課	0125-76-2139	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
	妹背牛町	建設課	0164-34-8582	北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地
	秩父別町	建設課	0164-33-2111	北海道雨竜郡秩父別町4101番地
	沼田町	建設課	0164-35-2116	北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
	石狩東部広域水道企業団	総務課	0123-33-2191	北海道恵庭市盤尻264番地の1
後志	小樽市	契約管財課	0134-32-4111	北海道小樽市花園2丁目12番1号
	島牧村	施設課	0136-75-6272	北海道島牧郡島牧村字泊83番地1
	黒松内町	建設水道課	0136-72-4432	寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
	蘭越町	建設課	0136-55-7815	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
	ニセコ町	都市建設課	0136-56-8846	北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地
	留寿都村	建設課	0136-46-3131	北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地
	京極町	財政課	0136-42-2111	北海道虻田郡京極町字京極527番地
	倶知安町	建設課	0136-56-8011	北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
	岩内町	建設課	0135-67-7097	北海道岩内郡岩内町字高台134番地1
	泊村	建設水道課	0135-75-2140	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7
	仁木町	建設課	0135-32-2516	北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1
	余市町	財政課	0135-21-2114	北海道余市郡余市町朝日町26番地
	赤井川村	建設課	0135-48-6275	北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2
渡島・檜山	北斗市	土木課	0138-73-3111	北海道北斗市中央1丁目3番10号
	松前町	総務課	0139-42-2275	北海道松前郡松前町字福山248番地1
	福島町	総務課	0139-47-3001	北海道松前郡福島町字福島820番地
	知内町	総務課	01392-5-6161	北海道上磯郡知内町字重内21番地1
	木古内町	総務課	01392-2-3131	北海道上磯郡木古内町字本町218番地
	七飯町	土木課	0138-65-5795	北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号
	鹿部町	総務･防災課	01372-7-2111	北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
	森町	契約管理課	01374-7-1088	北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

表－１７　自治体連絡先一覧（２／４）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住　　所
渡島・檜山	八雲町	建設課	0137-62-2115	北海道二海郡八雲町住初町138番地
	長万部町	総務課	01377-2-2000	北海道山越郡長万部町字長万部453-1
	江差町	建設水道課	0139-52-6714	北海道檜山郡江差町字中歌町193-1
	上ノ国町	財政課	0139-55-2312	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
	厚沢部町	建設水道課	0139-64-3315	北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
	奥尻町	建設水道課	01397-2-3405	北海道奥尻郡奥尻町字奥尻428番地2
	今金町	総務財政課	0137-82-0111	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地1
	せたな町	建設水道課	0137-84-5114	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
胆振・日高	登別市	契約グループ	0143-85-1184	北海道登別市中央町6丁目11番地
	伊達市	財政課	0142-82-3115	北海道伊達市鹿島町20番地1
	白老町	会計課	0144-82-2724	北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
	厚真町	総務課	0145-27-2481	北海道勇払郡厚真町京町120番地
	日高町	技術審議室	01456-2-5135	北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
	平取町	建設水道課	01457-2-2226	北海道沙流郡平取町本町28番地
	新冠町	建設水道課	0146-47-2519	北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
	新ひだか町	契約管財課	0146-49-0278	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
	浦河町	建設課	0146-26-9010	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
	様似町	建設水道課	0146-36-2115	北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
	えりも町	建設水道課	01466-2-2111	北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
上川	旭川市	契約課	0166-25-9701	北海道旭川市7条通10丁目
	士別市	財政課	0165-26-7785	北海道士別市東6条4丁目1番地
	名寄市	財政課	01654-3-2111	北海道名寄市大通南1丁目1番地
	富良野市	財政課	0167-39-2306	北海道富良野市弥生町1番1号
	鷹栖町	建設水道課	0166-74-3312	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
	東神楽町	総務課	0166-83-2112	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
	当麻町	建設水道課	0166-84-2111	北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号
	比布町	建設課	0166-85-4807	北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
	愛別町	建設管理課	01658-6-5113	北海道上川郡愛別町字本町179番地
	上川町	建設技術課	01658-2-4061	北海道上川郡上川町南町180番地
	東川町	都市建設課	0166-82-2111	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
	美瑛町	建設水道課	0166-92-4449	北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
	上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
	中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
	占冠村	建設課	0167-56-2173	北海道勇払郡占冠村字中央
	和寒町	建設課	0165-32-2424	北海道上川郡和寒町字西町120番地
	剣淵町	建設環境課	0165-26-9024	北海道上川郡剣淵町仲町37番1号
	下川町	総務企画課	01655-4-2511	北海道上川郡下川町幸町63番地
	美深町	総務課	01656-2-1639	北海道中川郡美深町字西町18番地
	音威子府村	総務課	01656-5-3311	北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1
	中川町	総務課	01656-7-2811	北海道中川郡中川町字中川337番地
	幌加内町	建設課	0165-35-2123	北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地

表－１７　自治体連絡先一覧（３／４）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住　　所
留萌	留萌市	財務課	0164-42-1803	北海道留萌市幸町1丁目11番地
	小平町	生活環境課	0164-56-2111	北海道留萌郡小平町字小平町216番地
	苫前町	建設課	0164-64-2315	北海道苫前郡苫前町字旭37-1
	羽幌町	建設課	0164-68-7005	北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
	天塩町	建設課	01632-9-7730	北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113
宗谷	稚内市	財務課	0162-23-6391	北海道稚内市中央3丁目2番1号
	浜頓別町	建設課	01634-2-2358	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
	中頓別町	建設課	01634-8-7665	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
	枝幸町	財政課	0163-62-1235	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
	豊富町	建設課	0162-73-1064	北海道天塩郡豊富町大通6丁目
	利尻富士町	建設課	0163-82-2511	北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地
	幌延町	産業建設課	01632-5-1116	北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1
オホーツク	北見市	契約課	0157-25-1242	北海道北見市大通西3丁目1番地1
	網走市	都市整備課	0152-67-5564	北海道網走市南5条東1丁目10番地
	紋別市	財政課	0158-24-2111	北海道紋別市幸町2丁目1番18号
	美幌町	財務課	0152-73-1111	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
	津別町	総務課	0152-76-2151	北海道網走郡津別町字幸町41番地
	斜里町	財政課	0152-26-8214	北海道斜里郡斜里町本町12番地
	清里町	総務課	0152-25-2130	北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
	小清水町	建設課	0152-62-4475	北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	佐呂間町	建設課	01587-2-1210	北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
	遠軽町	総務課	0158-42-4271	北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	興部町	建設課	0158-82-2166	北海道紋別郡興部町字興部710番地
	西興部村	産業建設課	0158-87-2111	北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
	雄武町	建設課	0158-84-2121	北海道紋別郡雄武町本町
	大空町	建設課	0152-77-8134	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
	斜網地区 廃棄物処理組合	総務課	0152-67-5324	北海道網走市南5条東1丁目10番地
十勝	帯広市	契約管財課	0155-65-4114	北海道帯広市西5条南7丁目1番地
	音更町	総務課	0155-42-2111	北海道河東郡音更町元町2番地
	士幌町	総務課	01564-5-5211	北海道河東郡士幌町字士幌225番地
	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	芽室町	総務課	0155-62-9720	北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
	大樹町	総務課	01558-6-2111	北海道広尾郡大樹町東本通33
	幕別町	総務課	0155-54-6608	北海道中川郡幕別町本町130番地1
	池田町	企画財政課	015-572-3112	北海道中川郡池田町字西1条7丁目11番地
	足寄町	総務課	0156-28-3850	北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
	浦幌町	総務課	015-576-2111	北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6

表－１７　自治体連絡先一覧（４／４）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住　　所
釧路・根室	釧路市	契約管理課	0154-31-4508	北海道釧路市黒金町7丁目5番地
	釧路町	財政課	0154-62-2176	北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
	標茶町	管理課	015-485-2111	北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
	弟子屈町	総務課	015-482-2912	北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
	鶴居村	建設課	0154-64-2115	北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
	白糠町	企画財政課	01547-2-2171	北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
	根室市	都市整備課	0153-23-6111	北海道根室市常盤町2丁目27番地
	別海町	人事財産課	0153-74-9505	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
	中標津町	財政課	0153-74-0724	北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
	標津町	建設水道課	0153-85-7247	北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
	羅臼町	建設水道課	0153-87-2111	北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

様　式　集

(建設工事編)

【様式３】

（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　工事

注　文　者	元請は又は下請の別	ＪＶの別	工　事　名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者			請負代金の額（税抜き）		工　期	
					氏　名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）			うち、・ＰＣ・法面処理・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月

				うち　元請工事	
小計	件	千円	千円	千円	千円

				うち　元請工事	
合計	件	千円	千円	千円	千円

【様式4】

建 設 工 事 技 術 者 名 簿（道内関係分）

商号又は名称	

氏名	年齢	法令による免許等						建設業監理技術者資格者証交付番号	監理技術者資格							経験年数
		資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日	資格名称	取得年月日		土	建	電	管	鋼	舗	園	
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									
			年 月 日		年 月 日		年 月 日	第 号								年
			年 月 日		年 月 日		年 月 日									

資格毎の人数（道内在籍の人数を記載してください）

技術士
人

建築士			建築設備士	消防設備士		給水装置工事主任技術者
1級	2級	木造		甲種	乙種	
人	人	人	人	人	人	人

建設機械施工管理技士		土木施工管理技士		建築施工管理技士		電気工事施工管理技士		管工事施工管理技士		電気通信工事施工管理技士		造園施工管理技士	
1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		1級(補)	2級(補)	1級(補)	2級(補)	1級(補)	2級(補)	1級(補)	2級(補)			1級(補)	2級(補)
		人	人	人	人	人	人	人	人			人	人

電気工事士		電気主任技術者			電気通信主任技術者
1種	2種	1種	2種	3種	
人	人	人	人	人	人

監理技術者							
土木	建築	電気	管	鋼構造物	舗装	造園	実人数
人	人	人	人	人	人	人	人

【様式11】

使　用　印　鑑　届

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に〇印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	北斗市	登別市	旭川市	留萌市	北見市	帯広市	釧路市
恵庭市	島牧村	松前町	伊達市	士別市	小平町	網走市	音更町	釧路町
北広島市	黒松内町	福島町	白老町	名寄市	苫前町	紋別市	士幌町	標茶町
石狩市	蘭越町	知内町	厚真町	富良野市	羽幌町	美幌町	鹿追町	弟子屈町
新篠津村	ニセコ町	木古内町	日高町	鷹栖町	天塩町	津別町	新得町	鶴居村
夕張市	留寿都村	七飯町	平取町	東神楽町	稚内市	斜里町	芽室町	白糠町
岩見沢市	京極町	鹿部町	新冠町	当麻町	浜頓別町	清里町	大樹町	根室市
赤平市	倶知安町	森町	新ひだか町	比布町	中頓別町	小清水町	幕別町	別海町
深川市	岩内町	八雲町	浦河町	愛別町	枝幸町	訓子府町	池田町	中標津町
南幌町	泊村	長万部町	様似町	上川町	豊富町	佐呂間町	足寄町	標津町
由仁町	仁木町	江差町	えりも町	東川町	利尻富士町	遠軽町	浦幌町	羅臼町
長沼町	余市町	上ノ国町		美瑛町	幌延町	滝上町		
栗山町	赤井川村	厚沢部町		上富良野町		興部町		
浦臼町		奥尻町		中富良野町		西興部村		
新十津川町		今金町		占冠村		雄武町		
妹背牛町		せたな町		和寒町		大空町		
秩父別町				剣淵町		斜網地区廃棄物処理組合		
沼田町				下川町				
石狩東部広域水道企業団				美深町				
				音威子府村				
				中川町				
				幌加内町				

使用印

実印

□ 使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（旭川市、北見市、網走市、美幌町、遠軽町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。江別市、小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。黒松内町を選択した場合は簡易水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。岩内町を選択した場合は水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。）

【様式13】

年　間　委　任　状

令和　年　月　日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に〇印を記入すること。

	石狩・空知		後志		渡島・檜山		胆振・日高		上川		留萌・宗谷		オホーツク		十勝		釧路・根室
	江別市		小樽市		北斗市		登別市		旭川市		留萌市		北見市		帯広市		釧路市
	恵庭市		島牧村		松前町		伊達市		士別市		小平町		網走市		音更町		釧路町
	北広島市		黒松内町		福島町		白老町		名寄市		苫前町		紋別市		士幌町		標茶町
	石狩市		蘭越町		知内町		厚真町		富良野市		羽幌町		美幌町		鹿追町		弟子屈町
	新篠津村		ニセコ町		木古内町		日高町		鷹栖町		天塩町		津別町		新得町		鶴居村
	夕張市		留寿都村		七飯町		平取町		東神楽町		稚内市		斜里町		芽室町		白糠町
	岩見沢市		京極町		鹿部町		新冠町		当麻町		浜頓別町		清里町		大樹町		根室市
	赤平市		倶知安町		森町		新ひだか町		比布町		中頓別町		小清水町		幕別町		別海町
	深川市		岩内町		八雲町		浦河町		愛別町		枝幸町		訓子府町		池田町		中標津町
	南幌町		泊村		長万部町		様似町		上川町		豊富町		佐呂間町		足寄町		標津町
	由仁町		仁木町		江差町		えりも町		東川町		利尻富士町		遠軽町		浦幌町		羅臼町
	長沼町		余市町		上ノ国町				美瑛町		幌延町		滝上町				
	栗山町		赤井川村		厚沢部町				上富良野町				興部町				
	浦臼町				奥尻町				中富良野町				西興部村				
	新十津川町				今金町				占冠村				雄武町				
	妹背牛町				せたな町				和寒町				大空町				
	秩父別町								剣淵町				斜網地区廃棄物処理組合				
	沼田町								下川町								
	石狩東部広域水道企業団								美深町								
									音威子府村								
									中川町								
									幌加内町								

私は、次の者を受任者（入札等にかかる代理人）と定め、令和9・10年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

委任事項

1. 見積又は入札に関する一切の権限
2. 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件
5. 代金（前払金を含む）及び保証金の請求に関する一切の件
6. 代金（前払金を含む）及び保証金の受領に関する一切の件
7. 復代理人の選任に関する一切の件
8. 共同企業体の結成に関する一切の件
9. その他契約に関する一切の件

■委任者

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

■私（受任者）は委任されることを承諾します。

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店又は
営業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　使用印

受任者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（旭川市、北見市、網走市、美幌町、遠軽町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。江別市、小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。黒松内町を選択した場合は簡易水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。岩内町を選択した場合は水道事業管理者と下水道事業管理者を含む。）

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和　　年　　月　　日

代理人

行政書士　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後ろに行政書士氏名を記載してください。）

登録番号　　第＿＿＿＿＿＿＿＿号

〒

事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請（又は変更届等）における下記の事項に関する権限を委任します。

記

1　申請書類を作成（行政書士法第１条の２第１項）するための以下の事項

・申請書類の作成に関する一切の件

2　上記１の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第１条の３第１項）するための以下の項目

・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取り下げ又は撤回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実 印

代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【様式　組-1】

組 合 構 成 員 名 簿

組合名称	

番号	商号又は名称	代表者氏名	所在地